

岩出市こども計画

～未来をつくるこどもたちが輝くまち いわで～

令和6年12月時点
岩出市

音声コード
貼り付け位置

市長あいさつ

音声コード
貼り付け位置

目次

● 第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制	6
● 第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く現状	7
1 各種調査結果の概要	7
2 課題のまとめ	19
● 第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本的な視点	23
3 基本目標	24
4 施策の体系	25
● 第4章 施策の展開	26
基本目標1 こどもや子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり	26
基本目標2 こどもの権利の保障や健やかな成長の支援づくり	30
基本目標3 こども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる環境づくり	33
基本目標4 多様なこどもたちを支える仕組みづくり	36
基本目標5 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	40
◆ライフステージ移行期における取組	42
● 第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	44
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	44
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	44
3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策	46
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
● 第6章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進捗状況の管理及び評価	53
3 地域の人材の確保と連携	53
4 こども・若者など当事者の意見反映	53
● 資料編	54
1 岩出市子ども・子育て会議設置条例	54
2 岩出市子ども・子育て会議委員名簿	56
3 計画策定経過	57
4 統計データ	58
5 取組の内容	79

音声コード
貼り付け位置

「子ども」の表記について

「子ども」の表記については、漢字表記、ひらがな表記、漢字とひらがな表記などがあります。本計画においては原則、「こども」とひらがな表記を使用します。

ただし、法令等で定められている用語や名称は「子ども」の漢字とひらがな表記や「子供」の漢字表記を使用します。

● 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 岩出市こども計画とは

これまでわが国では、少子化対策に向けてこどもやその家族への支援、子育て環境の整備などさまざまな取組を行ってきましたが、出生数は減少し少子化は進行し続けています。また、こどもや若者を取り巻く環境に目を向けると、ひきこもりや不登校の増加、居場所の減少、貧困や虐待の増加等が問題となる中で、新型コロナウイルス感染症の流行は地域とのつながりの希薄化や孤立孤独を広げるなど大きな影響を与えました。本市においても、住民のライフスタイルや価値観の変化により、こども・若者をめぐる課題はより一層多様化しており、さらなる対策が求められています。

このような中、国では令和4年に「こども基本法」が成立し、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされました。また、令和5年には「こども家庭庁」の設立や「こども大綱」が閣議決定されるなど、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、常にこどもの目線で国や社会がどうすればよいのかを考え行動する「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

本市においては、令和2年に「第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、「子ども 家庭 地域がともに夢をもてるまち いわで」を基本理念に、こどもや子育て家庭への支援に関するさまざまな事業の推進に努めてきました。

「岩出市こども計画」（以下「本計画」という。）は、前回計画が令和6年度で計画期間満了となることから、本市の全てのこども・若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するため、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」を包含し、令和7年度以降の本市におけるこども・若者施策の考え方や取組を示す計画として策定しました。

(2) こども施策に関する法律、制度、近年の動向

		法律・制度など	内容
令和元年	5月	子ども・子育て支援法改正	子育て家庭の経済的負担軽減を目的として、幼児教育や保育の無償化、給付制度が創設された。
	6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記され、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
	11月	子供の貧困対策に関する大綱	こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和2年	12月	全世代型社会保障改革の方針策定	不妊治療、待機児童解消、男性の育児休業取得促進などの少子化対策が示された。
令和3年	4月	子供・若者育成支援推進大綱	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
	5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置されたこどもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどものWell-beingを高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年	6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
		こども基本法成立	少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、子ども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされた。
令和5年	4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局として、こども政策全般を所管する。
	12月	こども大綱閣議決定	少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、子供・若者育成支援推進大綱が一本化され、こどもの福祉や教育、健康、育成環境の整備など、こどもに関する総合的な施策に関する基本方針として示された。
令和6年	6月	子どもの貧困対策推進法の一部を改正する法律成立	法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」となり、現在の貧困解消だけでなく将来の貧困を防ぐことを掲げ、こどもの貧困がその家族の責任としてのみ捉えるべきではないことなどが明記された。

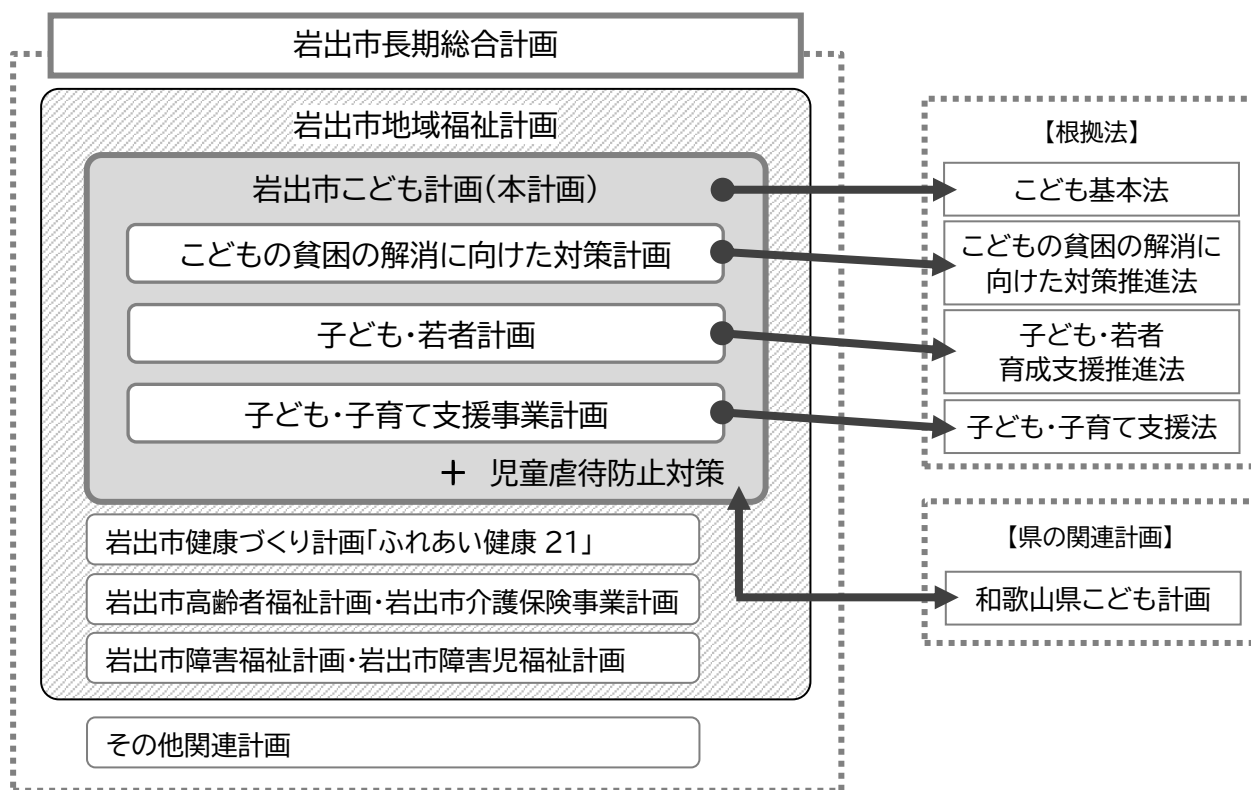
2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠と岩出市における位置づけ

本計画は、「こども基本法」第 10 条 2 項に基づく市町村こども計画であり、本市のこども・若者施策にかかる総合的な事項を定める計画です。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第 10 条 2 項に基づく市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画、「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条 2 項に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定するとともに、児童虐待防止対策に関する内容を盛り込んで策定しました。

計画の策定にあたっては、「こども大綱」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「岩出市長期総合計画」や福祉分野の上位計画である「岩出市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図りました。



(2) こども基本法の概要

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

1	全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2	全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3	年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4	全てのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6	家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(3) こども大綱の概要

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

【基本方針】

1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
2	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。
6	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの変化、本市の人口や社会環境の変化等があった場合は、実情に応じて適宜、見直しを行うものとします。

	(年度)					
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
岩出市長期総合計画	第3次（令和3～令和12）					
岩出市こども計画		本計画				

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育て家庭や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。また、「こども基本法」において「『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しているため、本計画においての対象年齢についてはこども（概ね18歳まで）、若者（概ね18～29歳、施策によっては概ね13～39歳）とします。以上の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

▼本計画の対象イメージ

0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
		若者		
子育て家庭				

音声コード
貼り付け位置

5 計画の策定体制

本計画は、主に以下の手順を経て策定しました。

(1) 各種調査の実施

▼子育て支援に関するアンケート調査

岩出市こども計画の策定に向け、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、就学前児童と小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

▼子ども本人対象調査

学校生活や将来についての気持ち等を把握するため、市内の小学4年生から高校3年生を対象にアンケート調査を実施しました。

▼未就学児対象調査

市内の公立保育所の5歳児を対象にヒアリング調査を実施しました。

(2) 岩出市子ども・子育て会議による審議

子育て経験の当事者や、子ども・子育て支援事業に従事する人、学識経験者らで構成する「岩出市子ども・子育て会議」を設置し、同会議で本計画の内容について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を求めて本計画に反映させることを目的として、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

期 間	令和6年12月20日（金）～令和7年1月24日（金）
意見提出数	●件（●人）

第2章 本市のこどもと家庭を取り巻く現状

1 各種調査結果の概要

本計画の基礎資料とするため実施した、「子育て支援に関するアンケート調査」や「子ども本人対象調査」の中から主な結果を記載します。

(1) 子育て支援に関するアンケート調査

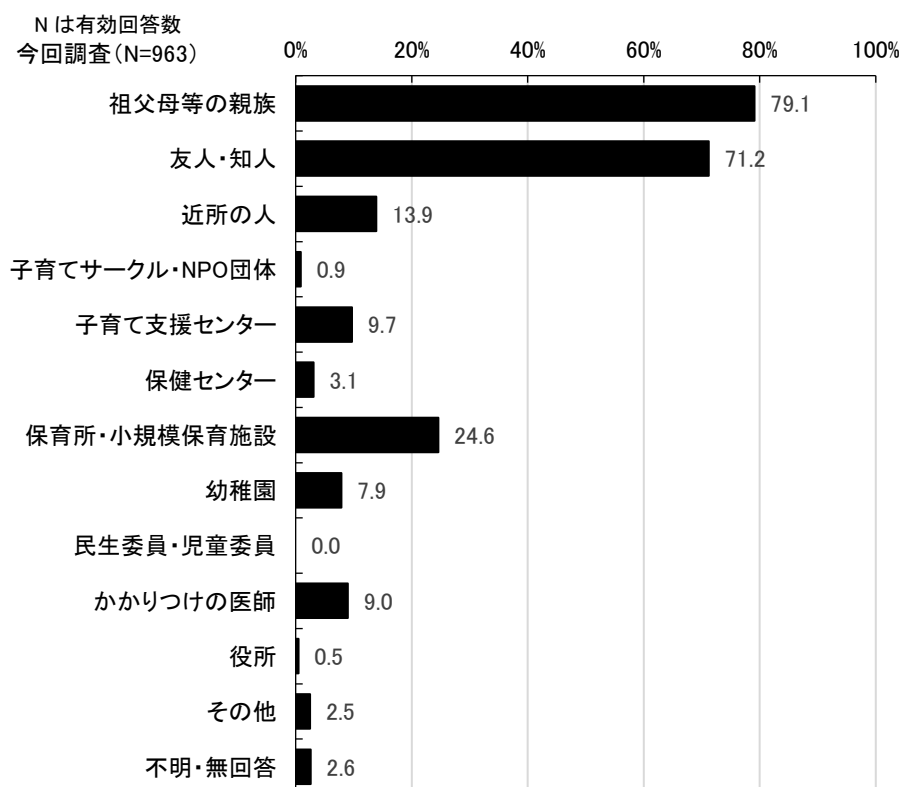
▼概要

調査地域	岩出市全域
調査対象者	岩出市在住の ①就学前児童の保護者 ②小学生児童の保護者
調査期間	令和6年2月20日（火）～3月8日（金）
調査方法	教育・保育施設または学校を通じた配布・回収
回収結果	①配布数 1,509 件、有効回収数 963 件、有効回収率 63.8% ②配布数 1,887 件、有効回収数 1,370 件、有効回収率 72.6%

①気軽に相談できる人や場所

子育てをする上で、気軽に相談できる人または場所についてみると、「祖父母等の親族」が 79.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が 71.2%、「保育所・小規模保育施設」が 24.6%となっています。

【就学前児童保護者】

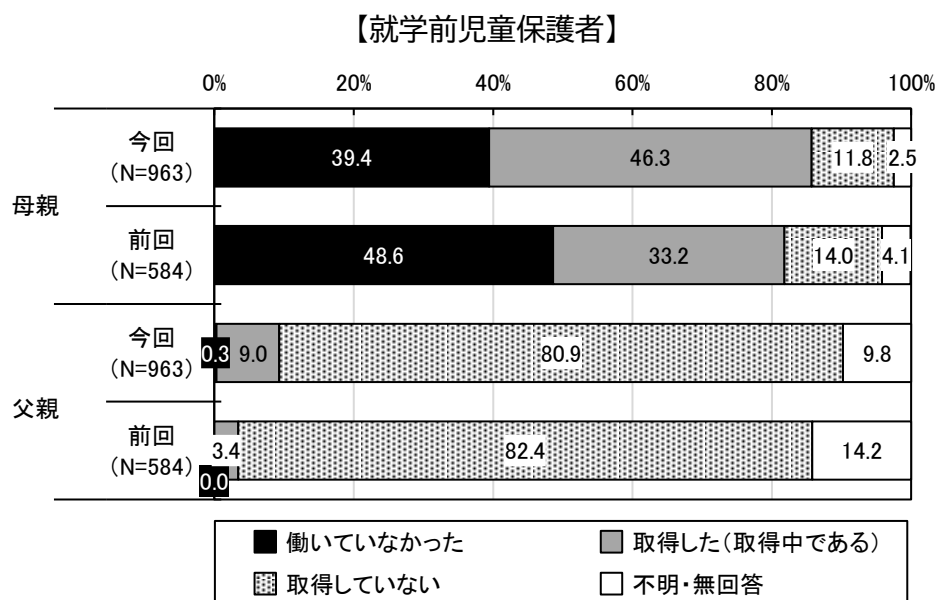


音声コード
貼り付け位置

②育児休業取得状況

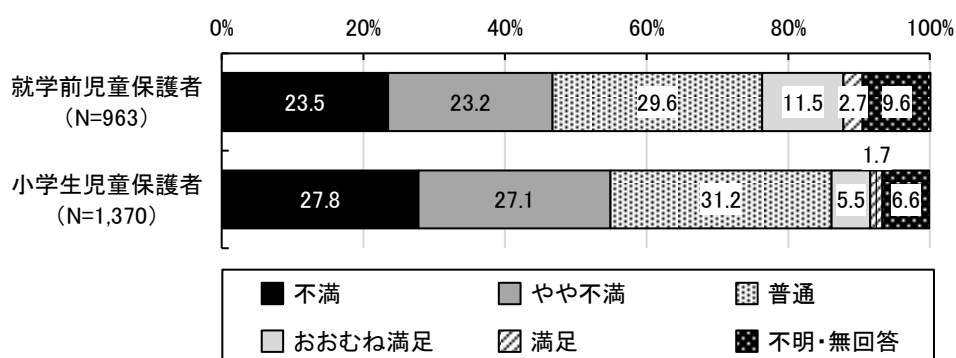
育児休業を取得したかについてみると、母親では「取得した（取得中である）」が46.3%と最も高くなっています。前回調査と比較すると13.1ポイント増加しています。

父親では「取得した（取得中である）」が9.0%と最も高くなっています。前回調査と比較すると5.6ポイント増加しています。



③お住まいの地域の子育て環境や支援への満足度

地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童保護者では【不満】（「不満」と「やや不満」の合計）が46.7%となっています。小学生児童保護者では【不満】が54.9%となっています。

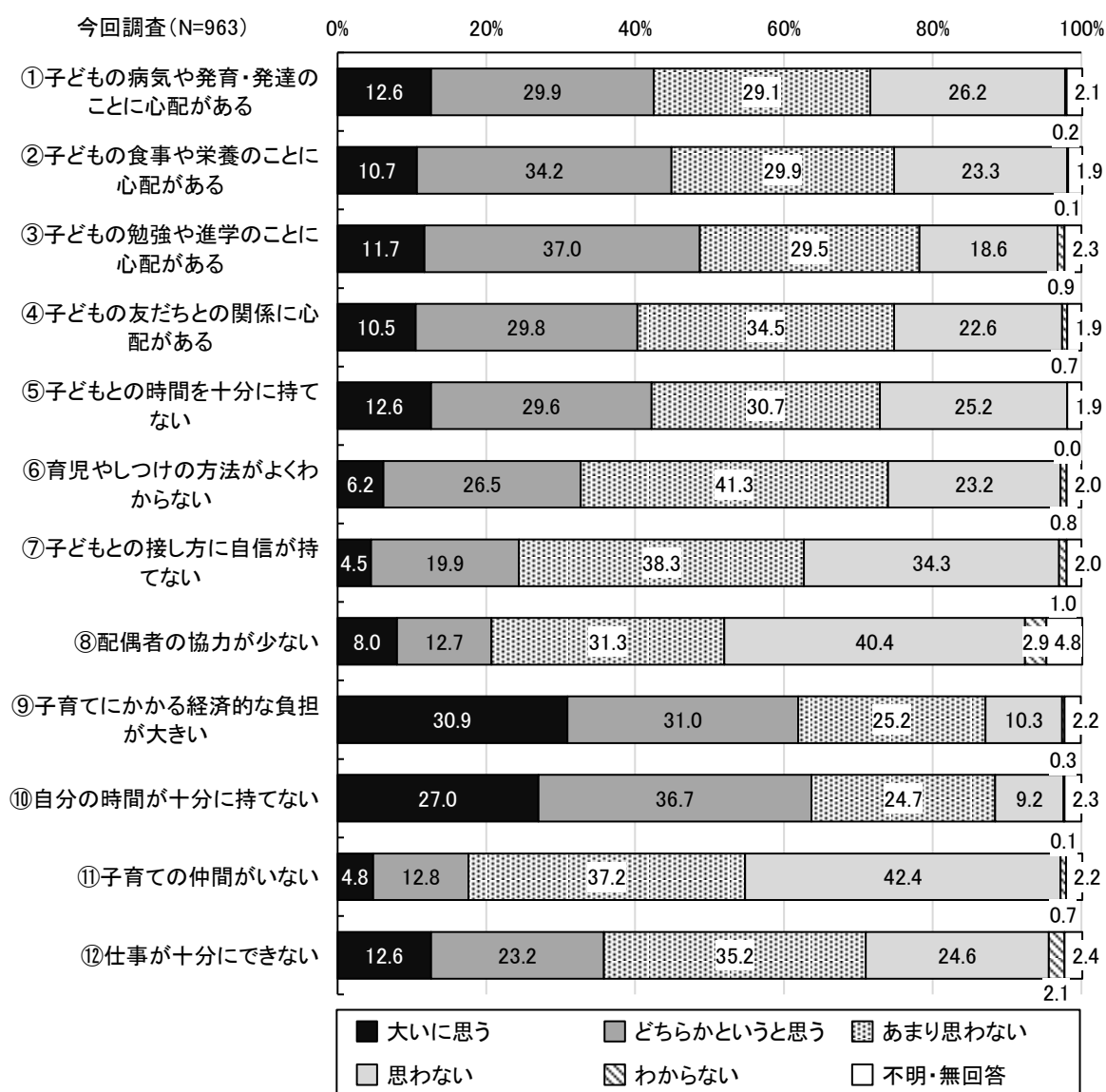


④子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

子育てに関して、日ごろ悩んでいること等についてみると、就学前児童保護者では[⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい][⑩自分の時間が十分に持てない]で【思う】（「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計）が6割以上となっています。また、[③子どもの勉強や進学のことに関心がある]では【思う】が48.7%と5割近くを占めています。

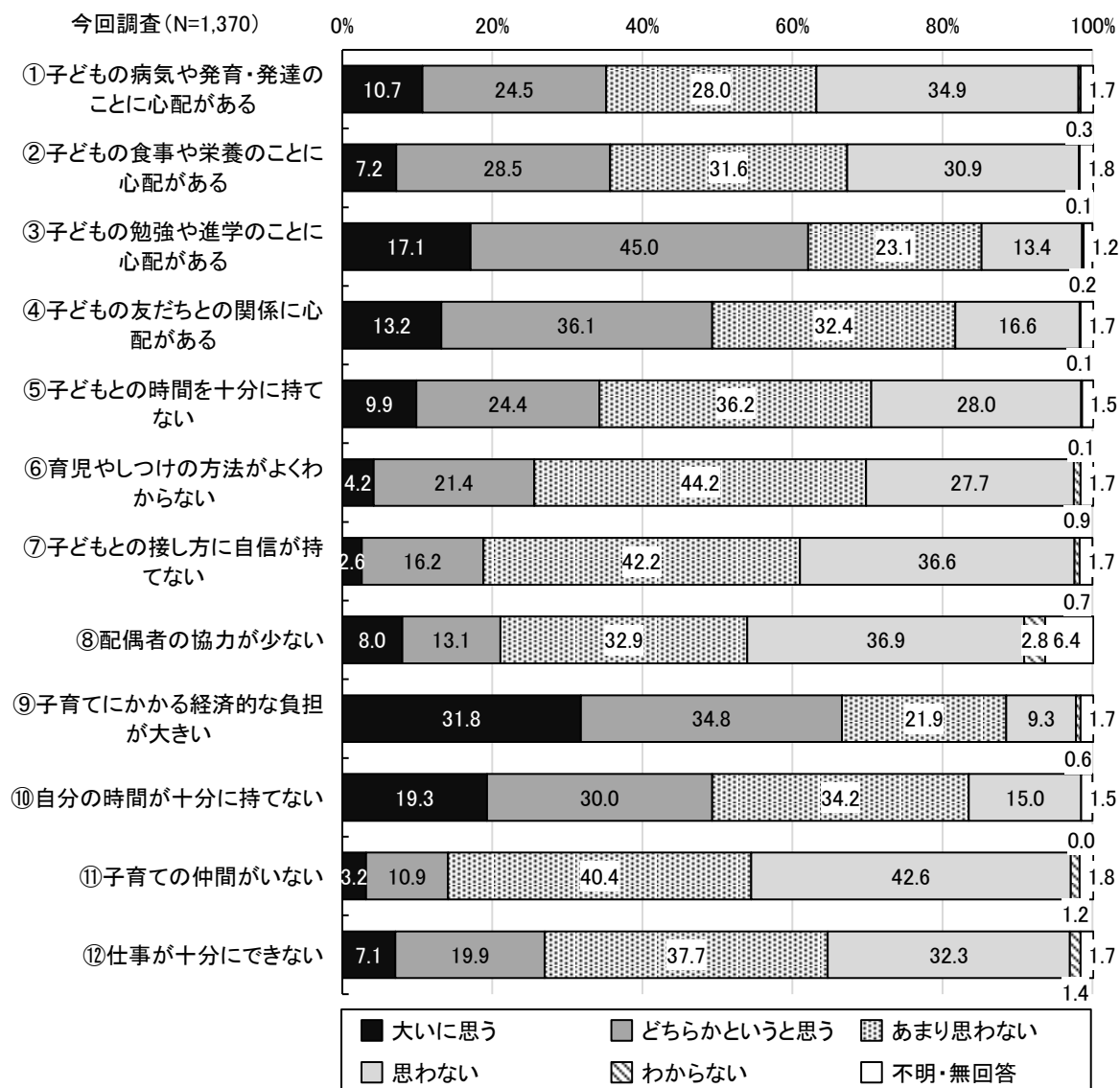
小学生児童保護者では[③子どもの勉強や進学のことに関心がある][⑨子育てにかかる経済的な負担が大きい]で【思う】（「大いに思う」と「どちらかというと思う」の合計）が6割以上となっています。

【就学前児童保護者】



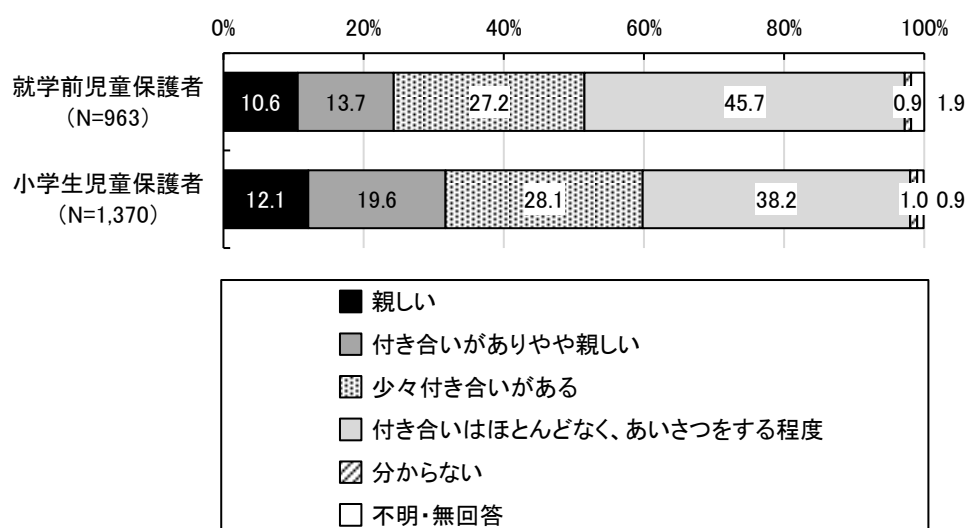
音声コード
貼り付け位置

【小学生児童保護者】



⑤ご近所や地域の人々との付き合い

ご近所や地域の人々との付き合いの状況についてみると、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が最も高くなっています。

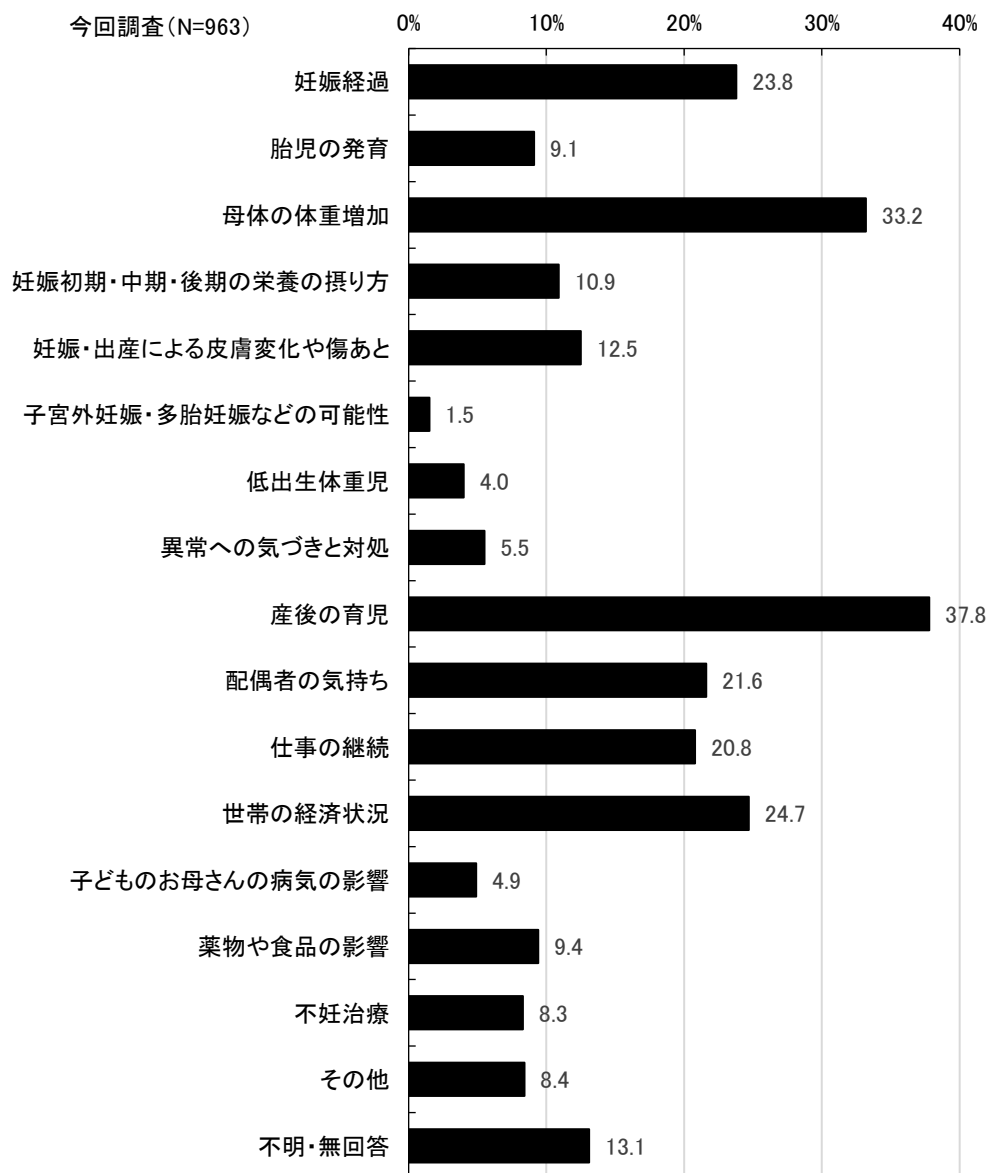


音声コード
貼り付け位置

⑥妊娠・出産期のストレス

妊娠・出産期のストレスとなったものについてみると、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「産後の育児」の割合が最も高く、次いで「母体の体重増加」、「世帯の経済状況」となっています。

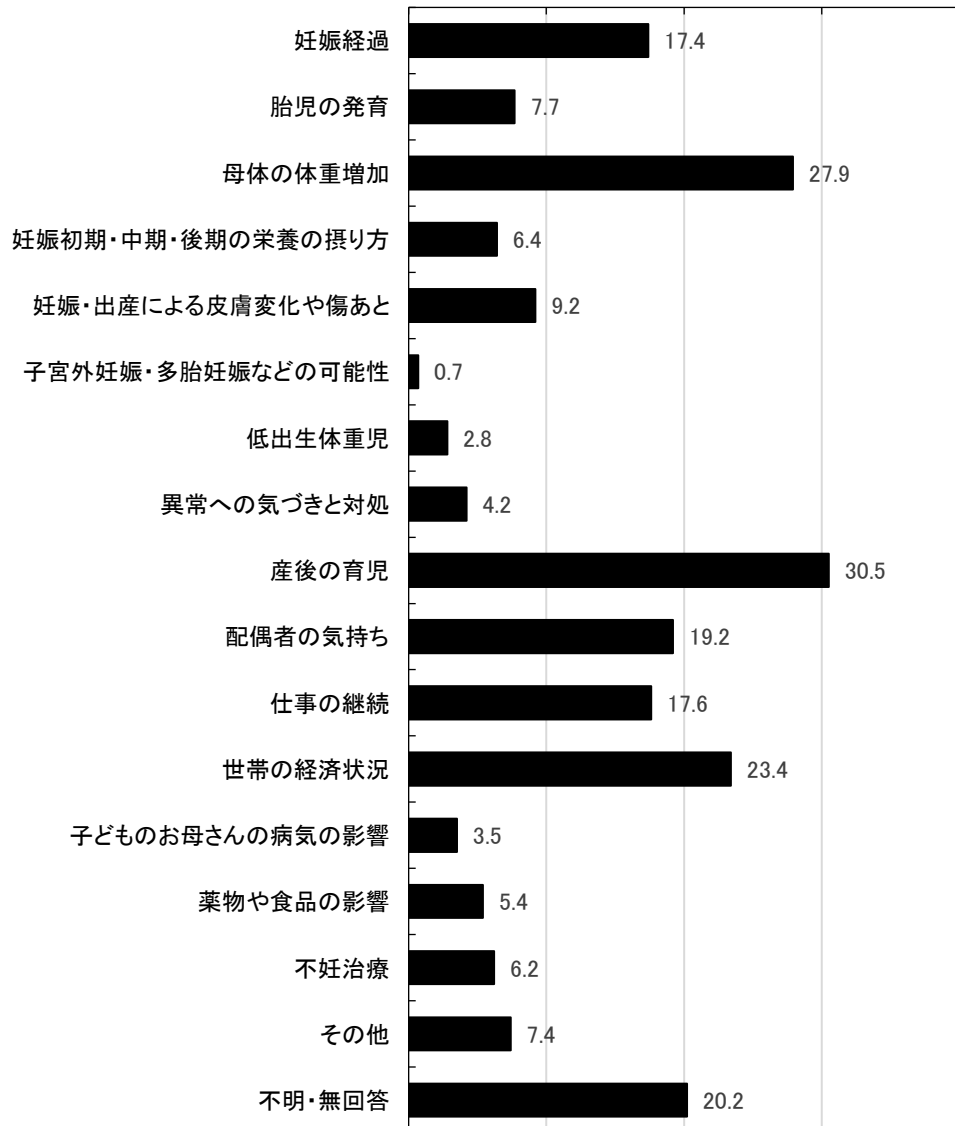
【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

今回調査(N=1,370)

0% 10% 20% 30% 40%

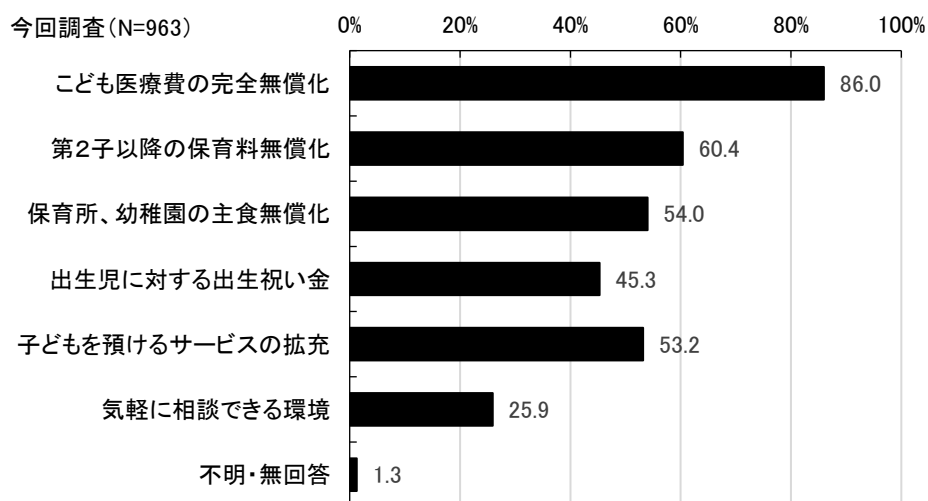


音声コード
貼り付け位置

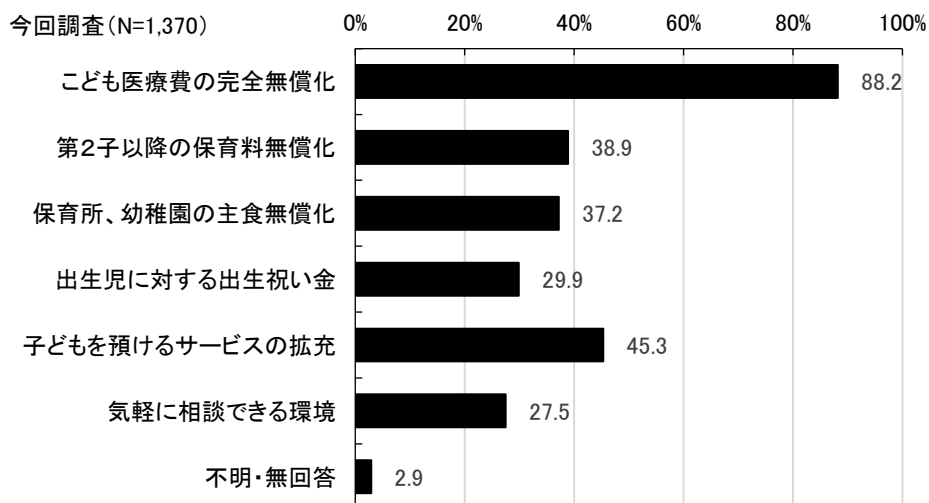
⑦少子化対策として市が優先的に取り組むべき事業

少子化対策として市が優先的に取り組むべき事業についてみると、就学前児童保護者では「こども医療費の完全無償化」の割合が最も高く、次いで「第2子以降の保育料無償化」「保育所、幼稚園の主食無償化」となっています。小学生児童保護者では「子どもを預けるサービスの拡充」が2番目に高くなっています。

【就学前児童保護者】



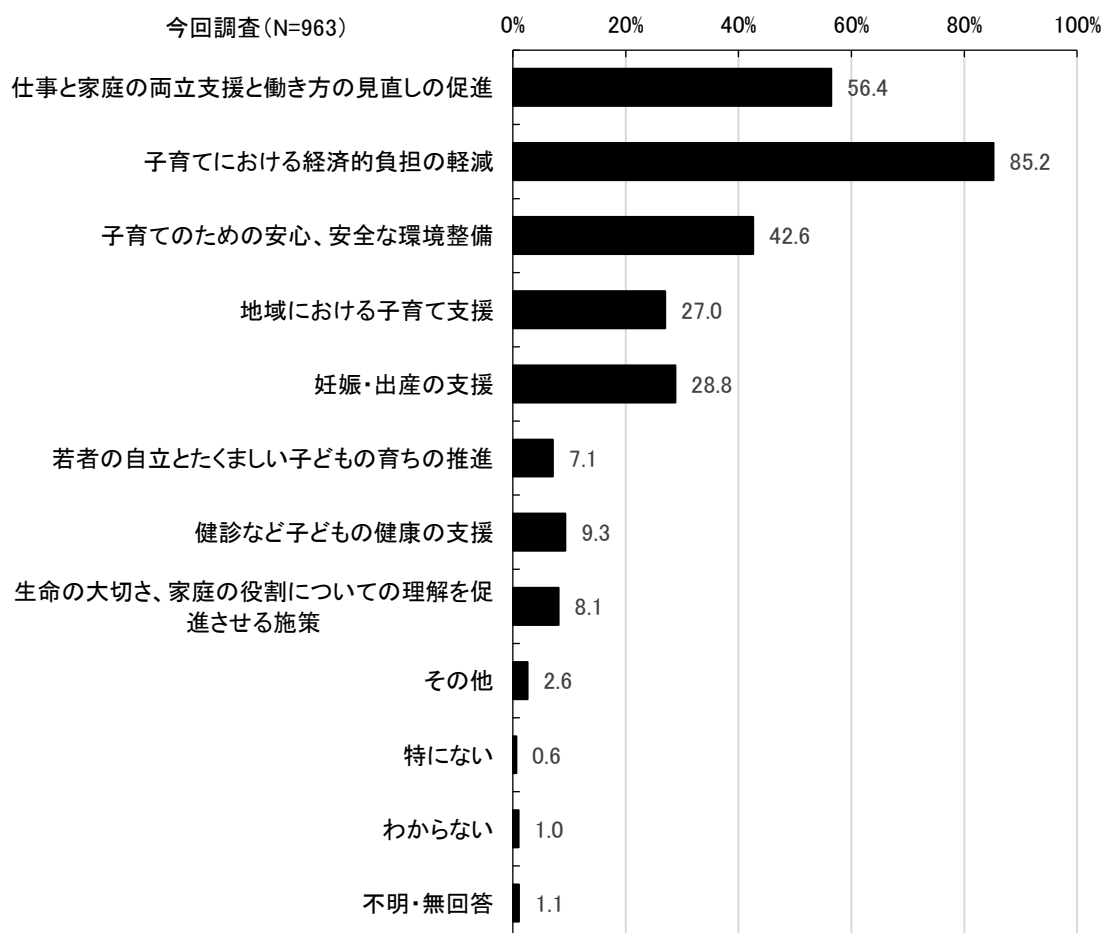
【小学生児童保護者】



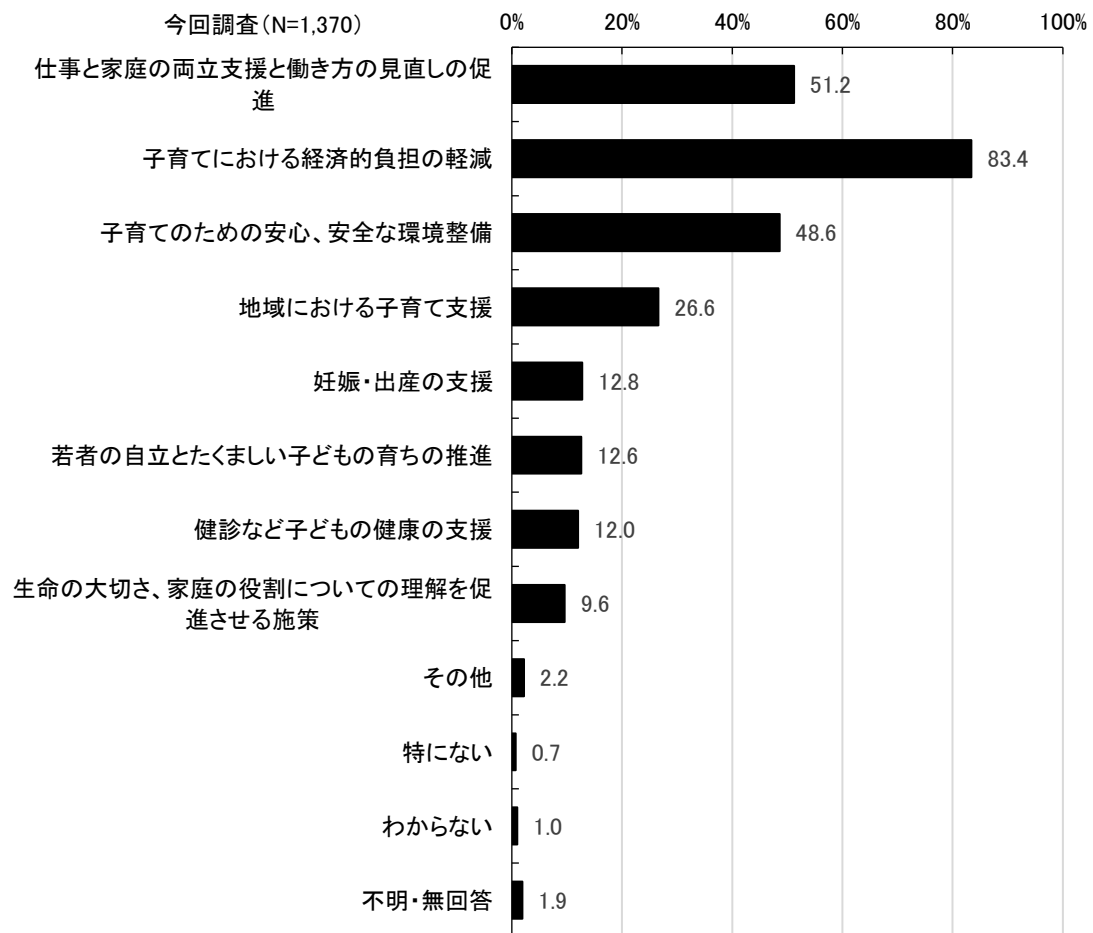
⑧望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策についてみると、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」、「子育てのための安心、安全な環境整備」となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



音声コード
貼り付け位置

(2) 子ども本人対象調査

▼概要

調査地域	岩出市全域
調査対象者	岩出市在住の小学4年生から高校3年生
調査期間	令和6年6月6日（木）～6月21日（金）
調査方法	学校を通じたWE B回答
回収結果	有効回収数 2,234 件

①悩みを相談できる人

悩みを相談できる人についてみると、「お父さん」「お母さん」や「友だちや先輩」の割合が高くなっています。

(%)

	お父さん	お母さん	兄弟・姉妹	その他の家族や親せき	学校の先生	友だちや先輩	電話等で悩みを聞いてくれるところ	相談できる人はいない	その他
全体（N=2,194）	50.1	77.5	31.3	16.9	39.6	52.1	5.6	6.2	3.9
小学生（N=1,145）	58.8	84.3	36.0	19.5	47.2	45.9	7.0	4.4	4.5
中学生（N=931）	42.1	69.8	27.3	14.8	32.8	59.1	4.1	8.3	3.3
高校生（N=118）	28.8	72.9	16.9	8.5	18.6	58.5	3.4	7.6	2.5

②放課後や休日を過ごすとき、落ち着いて居心地よくいられる場所

放課後や休日を過ごすとき、落ち着いて居心地よくいられる場所についてみると、【自宅】（「自宅の自分の部屋」と「自宅の自分の部屋以外」の合計）が最も高くなっています。

(%)

	自宅の自分の部屋	自宅の自分の部屋以外	祖父母や親せきの家	友だちの家	学校の教室	学校の教室以外の場所（保健室・図書室など）	学童保育	塾や習い事
全体（N=2,222）	75.1	49.2	22.5	27.5	16.9	9.3	1.7	13.3
小学生（N=1,160）	67.3	53.7	25.9	30.7	20.6	12.5	2.6	18.2
中学生（N=943）	83.8	45.1	19.6	26.2	13.6	5.4	0.7	8.7
高校生（N=119）	81.5	37.8	12.6	6.7	7.6	8.4	0.8	2.5
	学校の部活動	地域のスポーツクラブやスポーツ少年団	公園などの屋外	ショッピングセンターやファーストフードなどのお店	インターネットを通じたゲームや交流の場	そういう場所は特にない	その他	
全体（N=2,222）	14.0	7.6	18.9	14.9	17.3	1.8	2.7	
小学生（N=1,160）	5.9	10.3	23.9	14.5	15.9	1.9	3.4	
中学生（N=943）	23.3	5.1	14.0	15.9	19.8	1.6	2.0	
高校生（N=119）	17.6	0.8	9.2	10.1	10.9	1.7	2.5	

音声コード
貼り付け位置

③将来に対して特に感じる不安

将来に対して特に感じる不安についてみると、小学生では「お金のこと」の割合が最も高く、中学生、高校生では「進路・進学のこと」の割合が最も高くなっています。

(%)

	進路・進学のこと	就職・仕事のこと	お金のこと	親のこと	自分の健康のこと	結婚のこと	生きがいについて
全体 (N=2,219)	55.3	47.8	47.0	25.4	26.3	17.6	17.9
小学生 (N=1,160)	38.2	39.4	46.6	33.9	32.2	20.3	16.9
中学生 (N=940)	74.1	57.2	47.1	16.4	20.9	14.3	19.3
高校生 (N=119)	73.9	55.5	49.6	13.4	11.8	17.6	17.6

	友だちなどの人間関係のこと	世の中でのきごとについて	孤立やひきこもりのこと	よくわからない不安	特に不安はない	その他
全体 (N=2,219)	33.1	18.3	10.1	23.9	9.7	2.2
小学生 (N=1,160)	34.1	21.7	10.5	21.5	12.8	2.8
中学生 (N=940)	33.8	15.3	9.8	26.5	6.8	1.5
高校生 (N=119)	18.5	8.4	8.4	27.7	2.5	0.8

④岩出市の取組において、子ども・若者の意見を聞いていると思うか

子ども・若者の意見を聞いていると思うかについてみると、小学生では「聞いていると思う」「どちらかといえば聞いていると思う」の割合が高くなっていますが、中学生、高校生では「あまり聞いていないと思う」の割合が高くなっています。

(%)

	聞いていると思う	どちらかといえば聞いていると思う	あまり聞いていないと思う	まったく聞いていないと思う	わからない
全体 (N=2,203)	16.8	24.7	18.1	8.1	32.2
小学生 (N=1,149)	23.5	28.6	11.7	3.4	32.8
中学生 (N=935)	9.6	21.0	24.7	14.0	30.7
高校生 (N=119)	8.4	16.8	28.6	7.6	38.7

⑤岩出市では子どもの権利が十分に尊重されていると思うか

子どもの権利が十分に尊重されていると思うかについてみると、「どちらかといえば尊重されている」の割合が高くなっています。

(%)

	尊重されている	どちらかといえば尊重されている	どちらかといえば尊重されていない	尊重されていない	わからない
全体 (N=2,217)	20.3	29.9	6.9	5.4	37.4
小学生 (N=1,156)	22.4	28.1	5.3	2.4	41.8
中学生 (N=942)	18.2	31.3	9.0	8.9	32.6
高校生 (N=119)	17.6	35.3	6.7	6.7	33.6

音声コード
貼り付け位置

⑥大人になっても岩出市に住み続けたいと思うか

大人になっても岩出市に住み続けたいかについてみると、小学生では「住み続けたい」の割合が最も高く、中学生、高校生では「わからない」の割合が最も高くなっています。

(%)

	住み続けたい	住み続けたくない	わからない
全体 (N=2,225)	34.0	14.8	51.1
小学生 (N=1,162)	43.6	12.0	44.3
中学生 (N=944)	22.9	18.8	58.4
高校生 (N=119)	28.6	10.9	60.5

⑦ふだんから地域の人に見守られていると感じるか

ふだんから地域の人に見守られていると感じるかについて、小学生では「とても感じる」の割合が最も高く、中学生、高校生では「どちらかといえば感じる」の割合が最も高くなっています。

(%)

	とても感じる	どちらかといえば感じる	どちらかといえば感じない	感じない	わからない
全体 (N=2,226)	32.2	36.6	7.4	6.0	17.8
小学生 (N=1,162)	41.6	36.2	4.2	4.1	13.9
中学生 (N=945)	22.1	37.2	10.5	7.9	22.2
高校生 (N=119)	20.2	35.3	14.3	9.2	21.0

2 課題のまとめ

(1) こどもや子育て家庭を支える教育・保育の環境

前回計画評価	今回の各種調査結果
▼保育所における質の向上のためのアクションプログラムにおいて、プログラムに沿った保育サービスが提供できているかの検証が未実施。検証体制の整備が必要である。 ▼学校運営協議会を継続的に実施し、効果的な取組、学校と市民が協働的に学校づくりに参画できるよう工夫が必要である。	▼保護者の日ごろ悩んでいることについて、こどもの勉強や進学のことなどが心配という割合が高くなっています。また、小中高生の将来に対しての不安についても、中高生で進路・進学が最も高くなっています。 ▼就学前児童保護者では、気軽に相談できる人・場所について、保育所・小規模保育施設が親族、友人に次いで高くなっています。



【今後の方向性】

- 保護者やこども本人の不安について、進路や進学など学校教育に関する項目の割合が高くなっています。こどもが自分で希望する将来を実現できるよう、進路について一緒に考える機会や相談できる環境の整備が重要です。
- 気軽に相談できる先として、保育所・小規模保育施設の割合が高いため、保育士や職員の質の向上を引き続き行っていく必要があります。

(2) こどもの権利の保障や健やかな成長の支援体制

前回計画評価	今回の各種調査結果
▼全ての小中学校にＳＣを配置しているが、年々増加する案件に対し、円滑かつ適切なタイミングでケース会議や教諭の相談を実施することにより、限られた時間数の中で効率的に活用する必要がある。 ▼依然として不登校状態となる児童生徒は増加傾向であり、来室者数増加による指導員の配置数の見直しが必要である。 ▼高校生ボランティアで今後も活動したい、図書館に来たいと思えるような、魅力的な活動内容を検討していく必要がある。	▼こどもの権利が尊重されていると思うかどうかについて、小中高生で「どちらかという尊重されている」の割合が高くなっていますが、こども・若者の意見を聞いているかどうかについては、中高生で「あまり聞いていない」の割合が高くなっています。 ▼悩みを相談できる人について「相談できる人はいない」、落ち着いて居心地よくいられる場所について「そういう場所はとくにない」と回答した方が一定数います。



【今後の方向性】

- 相談できる人、落ち着ける場所がないという人が一定数いるため、先生やスクールカウンセラーなどへ相談しやすい環境やあらゆる場面で悩みを打ち明ける機会を設けるなどの取組を行うことが必要です。
- こどもの健やかな成長に向けて、こども・若者の主体性を重視し、意見を聞く機会の増加や反映結果を公表するなど、こどもたちがまちづくりに参加している意識を醸成していくことが重要です。

音声コード
貼り付け位置

(3) こども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる環境

前回計画評価	今回の各種調査結果
▼より多くの子育て家庭に、センターの存在を知ってもらい、利用してもらえよう、また、センターがより身近な存在となるよう、さらなるPRをしていく必要がある。 ▼子育て相談事業において、取組に興味を示さない保護者が増えており、いかに大切さを伝えていくかが課題。 ▼公園遊具の安全管理を徹底するため、点検結果に基づき、必要に応じた更新が必要。	▼大人になっても住みたいかどうかについて、「わからない」の割合が、年代が上がるごとに増加しています。 ▼子育て環境や支援への満足度は、【不満】（「不満」「やや不満」の合計）の割合が5割前後と高くなっています。 ▼妊娠・出産期のストレスについて、「産後の育児」の割合が最も高くなっています。



【今後の方向性】

- 小中高生で年代が上がるごとに、岩出市で住みたいかわからないという割合が高くなっているため、まちの魅力を発信することに加えて、こどもの意見を踏まえたまちづくりを展開していくことが重要です。
- 産後の育児がストレスと感じている人が多いため、相談支援や子育て情報の発信などを充実させ、安心して出産・子育てができる環境を整備していくことが重要です。

(4) 多様なこどもたちを支える仕組み

前回計画評価	今回の各種調査結果
▼ケースが複雑・多様化しているため、適切な助言を実施していくことが難しい。体罰防止については周知されてきたが、心理的虐待が依然として増えている。 ▼ひとり親家庭は、子育てと就労を1人で担うことから、子育てと両立しながら経済的に自立できるよう総合的な支援が必要。	▼妊娠・出産期のストレスとして、「世帯の経済状況」の割合が全体で3番目に高くなっています。 ▼少子化対策として優先的に取り組むべき事業について、医療費や保育料、給食の無償化の割合が高く、望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高くなっています。



【今後の方向性】

- 経済的な不安を抱える家庭が多くなっているため、経済的な自立に向けた支援を行うなど、子育てにおける不安を解消する取組を充実させる必要があります。
- 心理的虐待などは増加しているため、こどもや若者を社会全体で守っていくことが重要です。また、地域での見守りや声掛けの重要性を周知・啓発していく必要があります。

(5) こども・若者の成長を地域全体で支える環境

前回計画評価	今回の各種調査結果
▼積極的に見守り活動を行ってくれる人材の確保が難しいため、推薦方法を検討する必要がある。 ▼企業主導型保育施設が設置されたが、低年齢児の保育を必要とする数が年々増加しているため、待機児童が再び増加する可能性がある。定員が充足していない年児があるのに、保育士の不足で児童の受け入れ不可の施設がある。	▼育児休業の取得割合について、母親が46.3%、父親が9.0%と前回調査よりそれぞれ13.1ポイント、5.6ポイント増加しています。 ▼小中高生が普段から地域の人に見守られていると感じている割合は、68.8%となっています。一方で、子育て世帯については、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が最も高くなっています。 ▼望ましい子育て支援施策について、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」の割合が高くなっています。



【今後の方向性】

- 子育て世帯の孤立孤独を防ぐためにも、地域での見守り活動を充実させていくことが求められています。また、子育て家庭を支援する人や事業所などへの支援にも注力することが重要です。
- 子育て支援施策について、仕事と家庭の両立や働き方における柔軟な対応が望まれており、行政だけでなく企業等と連携し取り組んで行く必要があります。また、育児休業については前回調査より取得率が高くなっていますが、仕事と家庭の両立のため企業への啓発も重要となります。

● 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者が輝けるまちを目指すことは、岩出市の明るい未来につながります。

こども基本法が制定され、国全体でこども・若者が幸せに生活できる社会の実現を目指した取組が展開されています。

本市では、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな課題や支援の充実を図るために、「未来をつくるこどもたちが輝くまち いわで」を新たな基本理念として定め、本計画の推進により、こどもたちが将来に希望を持ち、個々の才能を最大限に発揮できる環境が整ったまちを目指します。

未来をつくるこどもたちが輝くまち いわで

2 基本的な視点

本市では、第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画において「(1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点」「(2) 次代の親を育む視点」「(3) 親育ちを支援する視点」「(4) 地域全体が子育てを支援する視点」の4点を計画推進の視点として位置付けて各種施策を推進してきました。

本計画においても、これらの考え方を継承するとともに、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点を踏まえて、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

(1) こども・若者が幸せを実感できる視点

国から示されている「こどもまんなか社会」の考えを踏まえ、全てのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、環境整備や体験機会等の確保など、自らが望む将来に向けて可能性を広げられるような支援を行います。

また、さまざまな機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重され反映されるような取組や支援を行います。

(2) 子育て当事者が子育ての楽しみや幸せを実感できる視点

子育てに対する不安や悩み、責任や孤独感を抱え込むことがないように、こどもを産み育てる喜びや幸せを実感できる支援体制づくりを進めます。

また、地域全体で子育てや子育て当事者を支えていける環境づくりを行うことで、安心して子育てできるまちづくりを行います。

(3) 親育ちを支援する視点

安心して子育てができるよう、また、子育ての知識や能力を身につけられるよう、親に対して適切な支援や有益な情報の提供に努めます。

(4) 地域で子育てする視点

地域・企業・行政等が連携し、地域全体でこども・若者を支援する意識づくりを行い、地域が協働して、こどもや若者、子育て家庭を支えることで、誰もが安心して出産・子育て、暮らすことができるまちづくりを行います。

3 基本目標

本計画において「未来をつくるこどもたちが輝くまち いわで」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

(1) こどもや子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり

教育・保育サービスの量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援等の提供を強化します。安心できる子育て支援体制の整備に向けて、保育士等の人材確保や育成、処遇改善や負担軽減などに取り組み、保育の質の向上につながる取組を強化していく必要があります。

(2) こどもの権利の保障や健やかな成長の支援づくり

こどもや若者が豊かな心を育みながら成長していけるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、さまざまなライフステージを通して一貫したこども・若者の健やかな成長の支援に取り組みます。

(3) こども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる環境づくり

こども・若者が様々な教育や体験の機会を通じて、成長していくための力をつけ、持続可能な社会の創り手となることや、家庭を持つことや子育てに対して安心感や明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

(4) 多様なこどもたちを支える仕組みづくり

生活困窮や孤立孤独、虐待や不登校などさまざまな悩みを抱え支援を必要としているこども・若者やその家庭を支援するため、相談体制の充実や支援体制の強化を図り、個々の状況に応じたきめ細やかで適切な支援につなげます。

(5) こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

地域・企業・行政等が連携しネットワークの強化や主体的な取組を促進することで、こどもや若者を地域全体で支援していける環境の整備を図ります。

また、全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」実現の基盤をつくるため、重要性の啓発や情報発信を行い、地域全体でこどもの視点に立って考えるきっかけづくりや支える意識づくりを行います。

4 施策の体系

基本目標	施策
1 こどもや子育て家庭を支える 教育・保育の環境づくり	①子育て相談や支援の充実
	②教育・保育サービスの充実
	③地域における子育て支援の充実
	④仕事等と子育てとの両立支援
2 こどもの権利の保障や 健やかな成長の支援づくり	①情報提供・啓発活動の推進
	②こども・若者を見守り・支える地域づくり
	③こどもと親の健康づくりの推進
	④こども・若者の健やかな成長の支援
3 こども・若者・子育て家庭が 安心して過ごせる環境づくり	①安心できる学校環境づくり
	②いじめや不登校に対する取組の推進
	③こども・若者の安全確保の推進
4 多様なこどもたちを支える仕組みづくり	①虐待の防止、早期発見
	②障害のあるこども・若者への支援
	③こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援
	④ひとり親家庭への支援
5 こども・若者の成長を地域全体で支える 環境づくり	①豊かな学びを支える教育の充実
	②若者のキャリア形成に向けた支援
	③結婚やこどもを持つことへの支援

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもや子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり

①子育て相談や支援の充実

子育て相談窓口の拡充や専門家によるサポート体制を整え、子育て家庭が抱える悩みや不安に迅速に対応し、適切な情報提供や支援を通じて安心して子育てができる環境を整備します。

〈対象事業〉

- 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 3 子育て世帯訪問支援事業 4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 5 地域子育て応援環境促進事業 6 情報化社会における適切な対処方法についての理解促進 7 子育て講演会 8 子育て相談事業 9 子育て支援コーナー事業 10 那賀病院小児救急医療及び那賀休日急患診療の支援 11 那賀歯科医師会休日急患診療の支援 12 病児保育事業 13 小児成育医療支援事業 14 母子健康手帳の交付 15 妊娠期からの伴走型相談支援

▼対象事業のライフステージ別区分け

妊娠期	0～5歳 乳幼児期	6～12歳 学童期	13～概ね18歳 思春期	概ね18～29歳 青年期	30～39歳 ポスト青年期
●	利用者支援事業		→		
	● 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）				
●	子育て世帯訪問支援事業				
	● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）				
	● 地域子育て応援環境促進事業		→		
●	情報化社会における適切な対処方法についての理解促進		→		
●	子育て講演会		→		
	● 子育て相談事業		→		
●	子育て支援コーナー事業				
	● 那賀病院小児救急医療及び那賀休日急患診療の支援				
	● 那賀歯科医師会休日急患診療の支援				
	● 病児保育事業		→		
	● 小児成育医療支援事業		→		
●	母子健康手帳の交付				
●	妊娠期からの伴走型相談支援				

②教育・保育サービスの充実

こどもたちが地域で充実した幼児教育や保育が受けられるよう、様々な家庭事情に対応した支援策を推進するとともに、幼児教育や保育を実施する施設等の運営を支援します。

〈対象事業〉

再 12 病児保育事業 16 時間外保育事業（延長保育） 17 一時預かり事業 18 障害児保育事業 19 休日保育事業 20 放課後児童健全育成事業（学童保育） 21 幼稚園における数え3歳児保育 22 預かり保育事業（幼稚園型） 23 認可外施設事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	病児保育事業 ●————→				
	時間外保育事業（延長保育） ●————→				
	一時預かり事業 ●————→				
	障害児保育事業 ●————→				
	休日保育事業 ●————→				
	放課後児童健全育成事業（学童保育） ●————→				
	幼稚園における数え3歳児保育 ●——→				
	預かり保育事業（幼稚園型） ●————→				
	認可外施設事業 ●——→				

音声コード
貼り付け位置

③地域における子育て支援の充実

こどもと子育て世代を総合的に支援するため、地域の施設の活用や地域の人たちとの協働を通じて様々な子育て支援策を計画的に推進し、地域全体で子育てを支援する取組を推進します。

〈対象事業〉

再2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 再5 地域子育て応援環境促進事業
 24 児童館運営事業 25 ゆめホール並びに園庭開放事業 26 幼児教育センター 27 図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業 28 親子読書支援事業（すくすく読書）
 29 私立保育所地域活動事業 30 地域活動の育成 31 公民館文化教室 32 公民館（夏休み・冬休み）子ども講座 33 アリーナで遊ぼう事業 34 放課後子ども教室推進事業
 35 きのかに共育コミュニティ推進事業 36 図書館ボランティア事業 37 小作品の手作り会 38 産前・産後サポート事業 39 子どもの居場所づくり推進事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳 乳幼児期	6～12歳 学童期	13～概ね18歳 思春期	概ね18～29歳 青年期	30～39歳 ポスト青年期
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	●→				
地域子育て応援環境促進事業	●→				
児童館運営事業		●→			
ゆめホール並びに園庭開放事業	●→				
幼児教育センター	●→				
図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業	●→				
親子読書支援事業（すくすく読書）	●→				
私立保育所地域活動事業	●→				
地域活動の育成	●→				
公民館文化教室		●→			
公民館（夏休み・冬休み）子ども講座		●→			
アリーナで遊ぼう事業	●→				
放課後子ども教室推進事業		●→			
きのかに共育コミュニティ推進事業		●→			
図書館ボランティア事業	●→				
小作品の手作り会	●→				
産前・産後サポート事業	●→				
子どもの居場所づくり推進事業	●→				

④仕事等と子育てとの両立支援

親の就労状況に応じた教育・保育サービスの充実に努めるとともに、家事や育児等への男性の参画を促進することにより、子育て世代のワーク・ライフ・バランス推進を図ります。

〈対象事業〉

再 20 放課後児童健全育成事業（学童保育） 40 男女共同参画の視点に立った講座・講演会
 41 ファミリー・サポート・センター事業 42 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
 43 男女共同参画推進事業 44 共働き共育ての推進

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	放課後児童健全育成事業（学童保育）				
				男女共同参画の視点に立った講座・講演会	
	ファミリー・サポート・センター事業				
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）				
	男女共同参画推進事業				
				共働き共育ての推進	

音声コード
貼り付け位置

基本目標２ こどもの権利の保障や健やかな成長の支援づくり

①情報提供・啓発活動の推進

発達段階に応じた人権教育を推進し、こどもが権利を理解し互いを尊重する意識を育む啓発活動を行います。

〈対象事業〉

45 発達段階に応じた人権教育の推進

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		発達段階に応じた人権教育の推進			

②こども・若者を見守り・支える地域づくり

地域全体でこどもや若者を見守り支えるため、地域ネットワークを強化し、家庭や学校外でも安心して成長できる安全な環境づくりを推進します。

〈対象事業〉

再 20 放課後児童健全育成事業（学童保育） 再 24 児童館運営事業 再 31 公民館文化教室
再 32 公民館（夏休み・冬休み）子ども講座 再 34 放課後子ども教室推進事業
再 39 子どもの居場所づくり推進事業 46 新・放課後子ども総合プランの推進 47 長期休業中・幼稚園休業日の子どもの居場所づくり事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		放課後児童健全育成事業			
		児童館運営事業			
		公民館文化教室			
		公民館（夏休み・冬休み）子ども講座			
		放課後子ども教室推進事業（学童保育）			
	子どもの居場所づくり推進事業				
		新・放課後子ども総合プランの推進			
		長期休業中・幼稚園休業日の子どもの居場所づくり事業			

音声コード
貼り付け位置

③子どもと親の健康づくりの推進

親子の健康を支えるため、栄養・運動・メンタルヘルスに関する教育や支援を強化し、家庭での健康維持や病気予防に取り組む体制を整備します。

〈対象事業〉

48 子ども医療費助成事業 49 乳幼児健康診査・健康相談事業 50 乳幼児健康診査・健康相談後の要指導児への対応 51 妊産婦健康診査事業及び妊婦に関する事業 52 不妊治療費助成事業 53 産前・産後サポート事業 54 産後ケア事業 55 予防接種事業 56 乳幼児栄養指導・栄養教室（離乳食） 57 食生活改善推進員活動 58 食育教室 59 市立保育所における食育推進事業 60 初回妊娠判定受診費用助成事業 61 妊産婦アクセス支援事業 62 乳房ケア相談事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	子ども医療費助成事業				
	乳幼児健康診査・健康相談事業				
	乳幼児健康診査・健康相談後の要指導児への対応				
妊産婦健康診査事業及び妊婦に関する事業					
不妊治療費助成事業					
産前・産後サポート事業					
	産後ケア事業				
	予防接種事業				
	乳幼児栄養指導・栄養教室（離乳食）				
	食生活改善推進員活動				
	食育教室				
	市立保育所における食育推進事業				
初回妊娠判定受診費用助成事業					
妊産婦アクセス支援事業					
乳房ケア相談事業					

音声コード
貼り付け位置

④子ども・若者の健やかな成長の支援

心身の健全な成長を支えるため、学校や地域での体験学習や相談体制を整備し、社会参加や自己実現を促進する機会を提供します。

〈対象事業〉

再 20 放課後児童健全育成事業（学童保育） 再 24 児童館運営事業 再 30 地域活動の育成
再 33 アリーナで遊ぼう事業 63 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 64 岩出市
青少年育成市民会議の活動 65 豊かな心の育成 66 健やかな身体の成長 67 思春期保
健対策 68 性教育の実施 69 情報化社会に対応した教育の推進 70 社会を明るくする
運動の推進 71 街頭補導活動 72 スポーツ少年団活動の支援 73 岩出市親子体操教室
74 小学生の野外活動体験事業 75 ヤングアダルトコーナー事業 76 高校生ボランティア
受け入れ事業 77 中学生職場体験受け入れ事業 78 図書館司書派遣事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		放課後児童健全育成事業（学童保育）			
		児童館運営事業			
			地域活動の育成		
			アリーナで遊ぼう事業		
		喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施			
		岩出市青少年育成市民会議の活動			
		豊かな心の育成			
		健やかな身体の成長			
			思春期保健対策		
		性教育の実施			
		情報化社会に対応した教育の推進			
		社会を明るくする運動の推進			
		街頭補導活動			
		スポーツ少年団活動の支援			
	岩出市親子体操教室				
		小学生の野外活動体験事業			
		ヤングアダルトコーナー事業			
		高校生ボランティア受け入れ事業			
		中学生職場体験受け入れ事業			
		図書館司書派遣事業			

基本目標3 こども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる環境づくり

①安心できる学校環境づくり

こどもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備や支援員の配置、生徒指導の充実を図ることで、信頼される学校づくりを推進します。

〈対象事業〉

79 教育支援センター総合研究事業（フレンド）

80 学校施設の計画的な整備

81 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業

82 不登校支援員・訪問支援員配置事業

83 信頼される学校づくり

84 生徒指導の充実

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		教育支援センター総合研究事業（フレンド）			
		学校施設の計画的な整備			
		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業			
		不登校支援員・訪問支援員配置事業			
		信頼される学校づくり			
		生徒指導の充実			

②いじめや不登校に対する取組の推進

児童生徒や保護者の相談環境の充実や不登校の児童生徒へのきめ細かな対応を推進し、子どもたちが安心して過ごすことができる環境の整備を進めます。

〈対象事業〉

再 39 子どもの居場所づくり推進事業 再 79 教育支援センター総合研究事業（フレンド）
再 81 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業 再 82 不登校支援員・訪問支援員配置事業 85 児童育成支援拠点事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	子どもの居場所づくり推進事業				
		教育支援センター総合研究事業（フレンド）			
		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業			
		不登校支援員・訪問支援員配置事業			
		児童育成支援拠点事業			

③子ども・若者の安全確保の推進

地域や学校、公園における安全対策を強化し、子どもや若者が安心して生活できる環境を整えるとともに交通安全や防災において意識高揚やリーダーの養成を図ります。

〈対象事業〉

再 63 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 再 64 岩出市青少年育成市民会議の活動
 86 歩道設置事業 87 都市公園事業 88 交通安全意識の高揚と関係機関・団体との連携
 89 岩出市交通少年団活動の支援 90 中学生防災訓練 91 防災ジュニアリーダー養成講座
 92 防犯灯の整備 93 岩出市子ども安全パトロール 94 あいさつ運動

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施			
		岩出市青少年育成市民会議の活動			
		歩道設置事業			
		都市公園事業			
		交通安全意識の高揚と関係機関・団体との連携			
		岩出市交通少年団活動の支援			
		中学生防災訓練			
		防災ジュニアリーダー養成講座			
		防犯灯の整備			
		岩出市子ども安全パトロール			
		あいさつ運動			

音声コード
貼り付け位置

基本目標4 多様なこどもたちを支える仕組みづくり

①虐待の防止、早期発見

地域や学校との連携を強化し、こどもの虐待を防止するための啓発活動や、早期発見・対応に向けた相談窓口や訪問支援体制の強化を図ります。

〈対象事業〉

再3 子育て世帯訪問支援事業 再4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
再85 児童育成支援拠点事業 95 民生委員・児童委員活動 96 母子保健推進員活動
97 地域見守り協力員制度 98 児童虐待防止ネットワーク体制の充実 99 虐待の防止に向けた親等への働きかけ 100 家庭児童相談事業 101 様々な暴力・虐待・ハラスメント防止対策の推進 102 親子関係形成支援事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		子育て世帯訪問支援事業			
●					
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	●→				
		児童育成支援拠点事業			
		●			
		民生委員・児童委員活動			
		●			
		母子保健推進員活動			
		●			
	地域見守り協力員制度				
	●				
	児童虐待防止ネットワーク体制の充実				
	●				
	虐待の防止に向けた親等への働きかけ				
	●				
	家庭児童相談事業				
●					
	様々な暴力・虐待・ハラスメント防止対策の推進				
	●				
	親子関係形成支援事業				
	●				

②障害のある子ども・若者への支援

障害のある子どもや若者が安心して成長できるよう、教育・福祉サービスの提供を強化や理解の促進、個別のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

〈対象事業〉

再 18 障害児保育事業 103 障害児福祉手当（国） 104 特別児童扶養手当（国）
 105 心身障害児在宅扶養手当（市） 106 重度心身障害児（者）医療費助成事業
 107 特別支援教育就学奨励費 108 相談窓口の充実 109 乳幼児健康診査時における発達
 相談員による発達相談・フォロー体制の充実 110 発達相談事業（精神・運動）
 111 障害福祉サービス等の提供 112 障害児通所サービスの提供 113 障害や障害のある
 人への理解の促進

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	障害児保育事業 ●————→				
	●————→	障害児福祉手当（国）			
	●————→	特別児童扶養手当（国）			
	●————→	心身障害児在宅扶養手当（市）			
	●————→	重度心身障害児（者）医療費助成事業			
		●————→			
		特別支援教育就学奨励費			
		●————→			
		相談窓口の充実			
●————→					
乳幼児健康診査時における発達相談員による発達相談・フォロー体制の充実	●————→				
	●————→				
発達相談事業（精神・運動）	●————→				
●————→		障害福祉サービス等の提供			
	●————→	障害児通所サービスの提供			
		●————→			
			障害や障害のある人への理解の促進		

音声コード
貼り付け位置

③こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援

貧困家庭やヤングケアラーへの支援体制を整備し、教育や生活支援を充実させ、全てのこどもが健全に成長できる環境を提供します。

〈対象事業〉

再 3 子育て世帯訪問支援事業 再 60 初回妊娠判定受診費用助成事業 再 61 妊産婦アクセス支援事業 114 児童手当 115 児童扶養手当 116 幼児教育・保育の無償化 117 養育医療事業 118 要保護・準要保護児童生徒援助費 再 100 家庭児童相談事業 119 ひとり親相談支援事業 120 確かな学力の定着 121 ひきこもり対策事業 122 自殺対策事業 123 妊婦のための支援給付事業 124 ヤングケアラーに対する支援の強化

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		子育て世帯訪問支援事業			
初回妊娠判定受診費用助成事業					
妊産婦アクセス支援事業					
		児童手当			
		児童扶養手当			
	幼児教育・保育の無償化				
	養育医療事業				
		要保護・準要保護児童生徒援助費			
	家庭児童相談事業				
	ひとり親相談支援事業				
		確かな学力の定着			
		ひきこもり対策事業			
		自殺対策事業			
妊婦のための支援給付事業					
		ヤングケアラーに対する支援の強化			

音声コード
貼り付け位置

④ひとり親家庭への支援

生活の悩みや困難に対応した支援を行い、安心した生活のサポートを強化します。

〈対象事業〉

再 115 児童扶養手当 再 119 ひとり親相談支援事業 125 ひとり親家庭等医療費助成事業
126 母子父子寡婦福祉資金の貸付 127 ひとり親家庭等日常生活支援事業
128 ひとり親家庭の就業支援

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		児童扶養手当			
		ひとり親相談支援事業			
		ひとり親家庭等医療費助成事業			
				母子父子寡婦福祉資金の貸付	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業			
				ひとり親家庭の就業支援	

基本目標5 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

①豊かな学びを支える教育の充実

学校や地域が連携し、こどもたちが多様な学びを得られるよう、体験学習や地域活動を取り入れた教育プログラムを充実させ、個々の興味や能力を伸ばす環境を整備します。

〈対象事業〉

再 27 図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業 再 28 親子読書支援事業（すくすく読書） 再 31 公民館文化教室 再 35 きのくに共育コミュニティ推進事業 再 36 図書館ボランティア事業 再 75 ヤングアダルトコーナー事業 再 78 図書館司書派遣事業 再 120 確かな学力の定着 129 様々な背景を持つ子どもや家族に対する理解の促進

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業	●————→				
親子読書支援事業（すくすく読書）	●————→				
		●————→	公民館文化教室		
		きのくに共育コミュニティ推進事業			
		●————→			
	図書館ボランティア事業		●————→		
			ヤングアダルトコーナー事業		
		●————→			
		●————→			
		●————→			
		●————→			
		様々な背景を持つ子どもや家族に対する理解の促進			
		●————→			

②若者のキャリア形成に向けた支援

中学生や高校生の職場体験やボランティア活動を通して、将来のキャリア形成に向けた学習機会の充実を図ります。

〈対象事業〉

再 76 高校生ボランティア受け入れ事業 再 77 中学生職場体験受け入れ事業
130 進路・職業選択の支援につながる学習機会の充実

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			高校生ボランティア受け入れ事業 ●————→		
			中学生職場体験受け入れ事業 ●————→		
			進路・職業選択の支援につながる学習機会の充実 ●————→		

③結婚やこどもを持つことへの支援

健康や子育てについて学ぶ機会を提供することで、不安を軽減し、安心できる将来を考えられる環境の提供に努めます。

〈対象事業〉

再 67 思春期保健対策 131 家庭教育学級 132 中学生の保育体験プログラム
133 新婚新生活支援事業 134 男女の出会いサポート事業

▼対象事業のライフステージ別区分け

	0～5歳	6～12歳	13～概ね18歳	概ね18～29歳	30～39歳
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			思春期保健対策 ●————→		
	家庭教育学級 ●————→				
			中学生の保育体験プログラム ●————→		
				新婚新生活支援事業 ●————→	
				男女の出会いサポート事業 ●————→	

音声コード
貼り付け位置

◆ライフステージ移行期における取組

各ライフステージの移行期は、成長や発達において重要な時期であり、健康・福祉・教育などの分野で適切な支援が求められるため、適切な支援を通じて、健全な発達と自己実現をサポートしていきます。



①妊娠期から乳幼児期（出産から育児への移行）

☑母親・家族のメンタルヘルス支援

産後うつなど、出産後のメンタルヘルス問題に対応するため、産前産後ケアの強化やカウンセリング支援の充実を図ります。

☑乳幼児健康診断の充実

乳幼児期における健康診断を充実させ、必要に応じて早期発見・早期介入を可能にするための育児支援プログラムを強化します。

☑育児環境の整備

子育てする親の孤立を防ぐため、地域での子育てサロンや親同士の交流イベントの充実を図ります。



②乳幼児期から学童期（幼児から児童への移行）

☑発達支援プログラムの充実

幼児期の発達を支援するプログラムを保育園や幼稚園で充実させ、特別な支援が必要な子どもへのサポート体制を強化します。

☑保育・幼児教育の質の向上

幼稚園や保育園と小学校との連携を強化し、幼児期から学童期への円滑な移行をサポートするためのカリキュラム調整や研修プログラムを実施します。

☑社会性と協調性の育成

友人関係や集団生活における協調性を育てるプログラムを推進し、子ども同士の健全なコミュニケーション能力を育成します。





③学童期から思春期（児童から思春期への移行）

☑メンタルヘルスケアとカウンセリングの充実

思春期に向けた不安やストレスを軽減するために、スクールカウンセラーや地域のメンタルヘルス支援を強化し、小中学校間の情報共有を図るなど個別対応可能な体制を整備します。

☑性教育の強化

性に関する正しい知識を提供する教育プログラムを充実させることで、適切な自己管理や人間関係の築き方を学ぶ機会を提供します。

☑健康管理教育

自己管理能力を養うため、食生活、睡眠、運動の重要性を周知し、健全なライフスタイルを身につけさせる機会を提供します。



④思春期から青年期（思春期から成人への移行）

☑キャリア教育と職業体験の拡充

自己の将来像を具体的に描くため、インターンシップや職業体験の機会を充実させ、進路選択の幅を広げるキャリア教育を推進します。

☑メンタルヘルスサポート

自己アイデンティティの確立が重要な時期に、ストレス管理や感情調整を支援するメンタルヘルスプログラムを充実します。

☑社会的責任と市民参加の教育

ボランティア活動や社会的責任について学ぶ機会を提供し、地域社会への参加を促進することで、社会とのつながりを感じることができる機会を提供します。



⑤青年期からポスト青年期（成人初期から中年期への移行）

☑キャリア支援と職業安定

青年期後半に向けて、キャリア形成を支援するための就業支援プログラムやスキルを再習得する機会を提供し、安定した職業生活をサポートできる体制を整備します。

☑ライフバランス教育

家族、友人、職場との良好な関係を築くためのコミュニケーションスキルやストレス管理を学べる教育プログラムを推進します。

☑健康維持のためのライフスタイル指導

定期的な健康診断の受診勧奨や、運動・栄養バランスに関する指導を通じて、長期的な健康維持をサポートします。



● 第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

教育・保育に関する主要事業について、本市では国の考え方に則り、サービスの量の見込みやその確保方策を設定する単位として、市全体を「1区域」ととらえて、教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分と提供施設

認定区分の内容と、それぞれのサービス提供施設は以下の通りです。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳 幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳 保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳 保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業※

※地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つからなる。

「保育の必要あり」と認められるには、以下のような定められた事由のいずれかに該当する必要があります。

- 月64時間以上就労している（パートタイム、内職、夜間の労働なども含む）
- 妊娠中または出産後間もないこと
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院などしている親族の、介護・看護

…など

(2) 量の見込み

◇教育・保育の量の見込みに対する確保の内容及び実施時期

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)(人)		20	275	940	59	393	19	262	984	58	387
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)(人)	21	275	984	48	386	21	275	984	48	386
	地域型保育事業	-	-	-	7	27	-	-	-	7	27
	企業型保育事業	-	-	-	8	15	-	-	-	8	15
②-①		1	0	44	4	35	2	13	0	5	41

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)(人)		18	248	846	57	403	17	239	817	56	398
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)(人)	21	275	984	48	386	21	275	984	48	386
	地域型保育事業	-	-	-	7	27	-	-	-	7	27
	企業型保育事業	-	-	-	8	15	-	-	-	8	15
②-①		3	27	138	6	25	4	36	167	7	30

		令和11年度				
		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)(人)		17	237	808	56	392
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)(人)	21	275	984	48	386
	地域型保育事業	-	-	-	7	27
	企業型保育事業	-	-	-	8	15
②-①		4	38	176	7	36

【確保方策】

ニーズ量を満たすとともに教育・保育の質の向上を図るため、保育士の確保等、必要な対策を継続的に実施し、待機児童が発生しないよう努めます。

音声コード
貼り付け位置

3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

			(年度)				
		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳 6ヶ月	①量の見込み	人日		9	8	8	8
	②確保の内容	人日		9	8	8	8
	②－①	人日		0	0	0	0
1歳	①量の見込み	人日		11	10	10	10
	②確保の内容	人日		11	10	10	10
	②－①	人日		0	0	0	0
2歳	①量の見込み	人日		8	9	9	9
	②確保の内容	人日		8	9	9	9
	②－①	人日		0	0	0	0

【確保方策】

保護者のニーズなど、予測困難な要素がありますが、十分な量の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み

◇地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（全体一覧）

（年度）

		単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
時間外保育事業（延長保育）		人	614	589	572	556	550
放課後児童健全育成事業（学童保育）	低学年	人	375	361	347	345	329
	高学年	人	101	106	104	96	96
子育て短期支援事業		人日	408	401	394	388	380
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）		人回	7,484	7,408	7,566	7,456	7,353
一時預かり事業	幼稚園	人日	5,183	4,924	4,665	4,405	4,405
	幼稚園以外	人日	189	188	190	187	185
病児保育事業		人日	76	75	72	71	69
ファミリー・サポート・センター事業		人日	939	917	886	876	849
妊婦健康診査事業		人回	6,722	6,629	6,537	6,453	6,389
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人	366	361	356	351	347
利用者支援事業		か所	3	3	3	3	3
産後ケア事業	宿泊型	人日	106	104	103	101	101
	デイサービス型	人日	148	144	144	141	141
	訪問型	人日	20	20	20	20	20
子育て世帯訪問支援事業		人日	264	259	255	251	246
児童育成支援拠点事業		か所	2	3	3	3	3
親子関係形成支援事業		人	18	17	17	17	16
妊婦等包括相談支援事業		回	675	666	657	648	640

音声コード
貼り付け位置

◆時間外保育事業（延長保育）

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	614	589	572	556	550
②確保の内容	人	614	589	572	556	550
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

女性の就業率・就業意向の高まりとともにニーズも高まると考えられることから、人材の確保等、十分な受け入れ体制の確保とサービスの質の向上に努めます。

◆放課後児童健全育成事業（学童保育）

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	低学年	人	375	361	347	345
	高学年	人	101	106	104	96
	合計	人	476	467	451	441
②確保の内容	人	476	467	451	441	425
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

女性の就業率・就業意向の高まりとともにニーズも高まると考えられることから、空き教室や人材の確保等、十分な受け入れ体制の確保に努めます。

◆子育て短期支援事業

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人日	408	401	394	388	380
②確保の内容	人日	408	401	394	388	380
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

保護者の急用や急病など、予測困難な要素があるため、十分な量の確保に努めます。

◆地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人回	7,484	7,408	7,566	7,456	7,353
②確保の内容	人回	7,484	7,408	7,566	7,456	7,353
②－①	人回	0	0	0	0	0

【確保方策】

親子が触れ合いながら成長できる拠点として、また子育て世代の交流と情報交換の場として、機能の充実に努めます。

◆一時預かり事業

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	幼稚園	人日	5,183	4,924	4,665	4,405
	幼稚園以外	人日	189	188	190	185
	合計	人日	5,372	5,112	4,855	4,590
②確保の内容	人日	5,372	5,112	4,855	4,592	4,590
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

今後、ニーズが大幅に増加する見込みはありませんが、急なニーズにも対応できるよう、十分な量の確保に努めます。

◆病児保育事業

（年度）

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人日	76	75	72	71	69
②確保の内容	人日	76	75	72	71	69
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

保護者の急病など予測困難な要素があるため、十分な量の確保に努めます。

音声コード
貼り付け位置

◆ファミリー・サポート・センター事業

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人日	939	917	886	876	849
②確保の内容	人日	939	917	886	876	849
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

近年、延べ利用者数が増加傾向にあることから、優良な援助（スタッフ）会員の確保など、サービスの量の確保と質の向上に努めます。

◆妊婦健康診査事業

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人回	6,722	6,629	6,537	6,453	6,389
②確保の内容	人回	6,722	6,629	6,537	6,453	6,389
②－①	人回	0	0	0	0	0

【確保方策】

すべての対象者が受診するよう周知に努め、妊産婦の健康の保持・増進に努めます。

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	366	361	356	351	347
②確保の内容	人	366	361	356	351	347
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

「こんにちは赤ちゃん事業」の名称で引き続き対象世帯の全戸訪問を継続し、必要に応じて適切な支援につなげるよう努めます。

◆利用者支援事業

		(年度)				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	か所	3	3	3	3	3
②確保の内容	基本型	か所	1	1	1	1
	母子保健型		1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1
②－①	か所	0	0	0	0	0

【確保方策】

こども家庭センターにおいて事業を継続するとともに、関係機関等との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

◆産後ケア事業

		(年度)				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
宿泊型	①量の見込み	人日	106	104	103	101
	②確保の内容	人日	110	110	110	110
	②－①	人日	4	6	7	9
デイサービス型	①量の見込み	人日	148	144	144	141
	②確保の内容	人日	150	150	150	150
	②－①	人日	2	6	6	9
訪問型	①量の見込み	人日	20	20	20	20
	②確保の内容	人日	20	20	20	20
	②－①	人日	0	0	0	0

【確保方策】

産後の育児指導や乳房ケア、母体の回復等の支援が必要な母子に対し、具体的な育児指導や心理的支援が提供できるよう、十分な量の確保に努めます。

◆子育て世帯訪問支援事業

		(年度)				
	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人日	264	259	255	251	246
②確保の内容	人日	264	259	255	251	246
②－①	人日	0	0	0	0	0

【確保方策】

訪問時にこどもの様子や家庭事情などをしっかりと把握し、必要に応じて適切な支援につなげるよう努めます。

音声コード
貼り付け位置

◆児童育成支援拠点事業

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	か所	2	3	3	3	3
②確保の内容	か所	2	3	3	3	3
②－①	か所	0	0	0	0	0

【確保方策】

市民ニーズを把握し、こどもの居場所づくりの確保に努めます。

◆親子関係形成支援事業

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	人	18	17	17	17	16
②確保の内容	人	18	17	17	17	16
②－①	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

ニーズを把握し、講座回数を増やす等の量の確保に努めます。

◆妊婦等包括相談支援事業

(年度)

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み	回	675	666	657	648	640
②確保の内容	こども家庭センター	回	675	667	657	648
	上記以外の業務委託	回	0	0	0	0
②－①	回	0	1	0	0	0

【確保方策】

妊娠届出面談から妊産婦や配偶者らに面談を通して寄り添い、安心して出産育児の見通しを立てるための支援を実施し、必要な支援につなげる伴走型支援の充実に努めます。

● 第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画が対象とする範囲は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等、多岐にわたることから、市の各担当課と地域、関連機関・団体等が適切な役割分担のもと連携を密にし、その協働により地域の実情に応じた取組を推進します。

2 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画の進捗管理については、毎年度、関係部署や関係機関・団体との連携を図り、基本目標の達成に向けた進捗状況の把握と検証、評価を行います。

また、岩出市子ども・子育て会議において計画の評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを図るなど、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を行います。

3 地域の人材の確保と連携

多様化する子育て支援ニーズ、社会環境の変化により複雑化することども・若者、子育て家庭の抱える課題や悩みに対応するため、保育士や教員をはじめ、地域の子育てに関わる専門職員やボランティアだけでなく、地域での見守りや支え合いを担う住民への意識醸成など、子育てや生活を支援する幅広い人材の確保に努めます。

4 こども・若者など当事者の意見反映

本計画の推進にあたって、こどもや若者を単なる支援の対象として捉えるのではなく、未来とともに築いていく主体として尊重します。そのため、計画の策定や実施の過程において、こどもや若者をはじめとする当事者の声を積極的に反映し、意見やアイデアを活かした取組を進めます。

1 岩出市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 26 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、岩出市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月24日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 岩出市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和5年2月27日～令和7年2月26日】

区分	所属	役職	氏名
公募市民	市民代表		笠松 尚子
	市民代表		芝崎 真由
こどもの保護者	公立保育所保護者代表		鈴木 衣里
	私立保育園保護者代表		岸田 友美
	幼稚園保護者代表		菊地 佐知子
子ども・子育て 支援事業従事者	小・中学校代表 中央小学校	校長	梅田 益己
	私立幼稚園代表 和歌山中央幼稚園	理事長	土生川 寛弥
	私立保育園代表 山崎北こども園	保育指導教諭	葛葉 真純
	いわで・きのかわファミリー・サ ポート・センター	理事長	松本 千賀子
	主任児童委員	委員代表	村田 実
	社会福祉法人桃郷	発達相談員	下地 咲紀
	社会福祉法人和歌山つくし会	理事長	谷本 美佐子
	公立保育者代表	岩出保育所長	高松 千珠 (令和6年3月31日まで)
		山崎保育所長	竹田 加代子 (令和6年4月1日から)
	岩出市地域子育て支援センター	地域子育て支 援センター長	梶本 委津代 (令和6年3月31日まで)
			西村 美穂 (令和6年4月1日から)
学識経験のある者	和歌山信愛大学	教授	◎ 桑原 義登
	和歌山大学	教授	○ 金川 めぐみ
関係行政機関職員	生活福祉部	部長	松本 美早子
	岩出市教育委員会	教育部長	南 智明 (令和6年4月1日から)

◎：会長 ○：副会長

3 計画策定経過

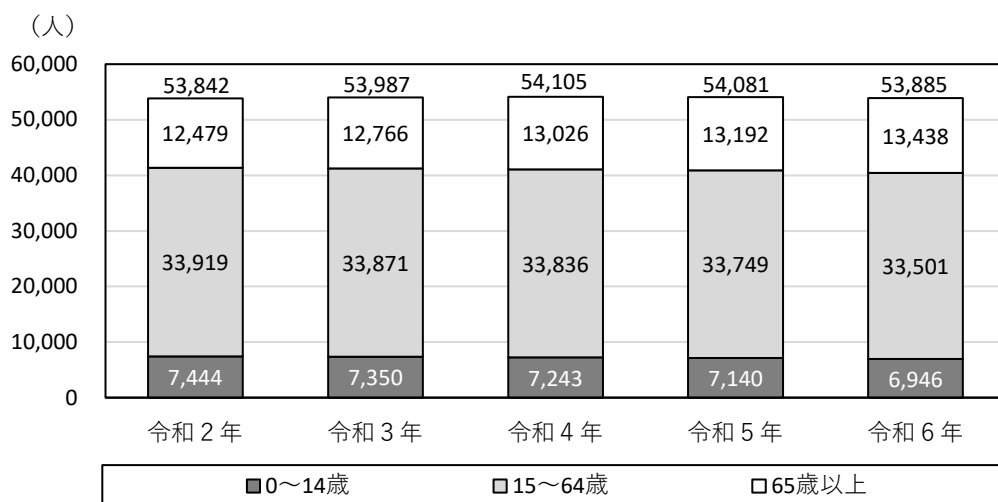
年月日	内容
2月20日（火） ～3月8日（金）	岩出市こども計画策定に向けたアンケート調査実施
5月22日（水）	第25回岩出市子ども・子育て会議 ①岩出市こども計画策定のためのアンケート結果について ②小中高校生に対するアンケート調査について ③和歌山県結婚・子育て意識調査結果について
6月	前回計画評価の実施
6月6日（木） ～6月21日（金）	岩出市子ども本人対象調査実施
7月	岩出市未就学児対象調査実施
7月31日（水）	第26回岩出市子ども・子育て会議 ①小中高校生に対するアンケート調査結果について ②和歌山県子供の生活実態調査結果について ③岩出市こども計画の骨子案について
10月7日（月）	第27回岩出市子ども・子育て会議 ①こどもからの意見聴取の結果について ②岩出市こども計画の素案について
11月22日（金）	第28回岩出市子ども・子育て会議 ①岩出市こども計画の素案について ②ワークショップ案について
12月20日（金） ～1月24日（金）	パブリックコメントの実施
1月19日（日）	ワークショップの実施
2月26日（水）	第29回岩出市子ども・子育て会議

4 統計データ

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和4年までは増加を続けていましたが、令和6年は53,885人と、令和4年に比べて220人(0.4%)減少しています。

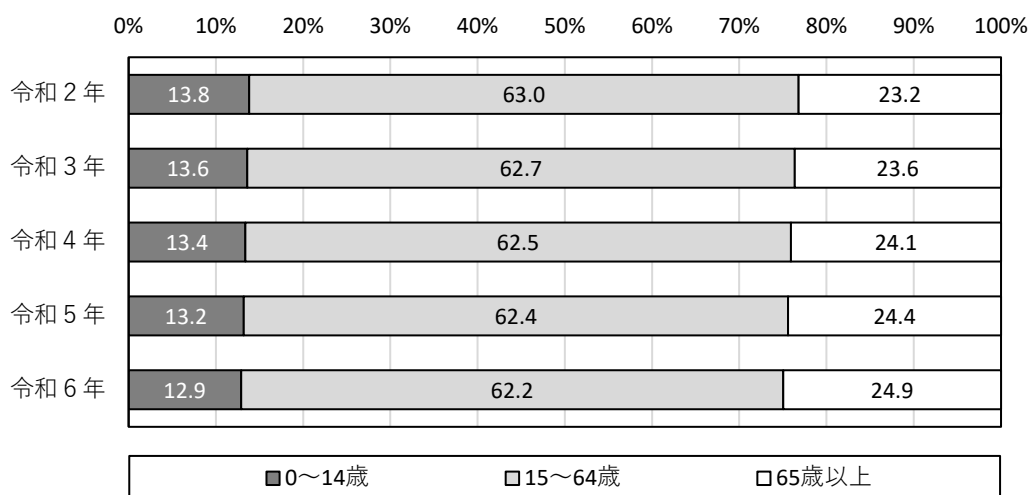
年齢3区分別にみると、0～14歳人口と15～64歳人口はともに減少していますが、65歳以上人口は増加しています。



資料／住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口（構成比）の推移

総人口に占める0～14歳人口と15～64歳人口の割合は年々減少しています。その反面、65歳以上人口の割合（高齢化率）は年々増加し、令和6年には24.9%となるなど、本市においても少子高齢化が進んでいます。

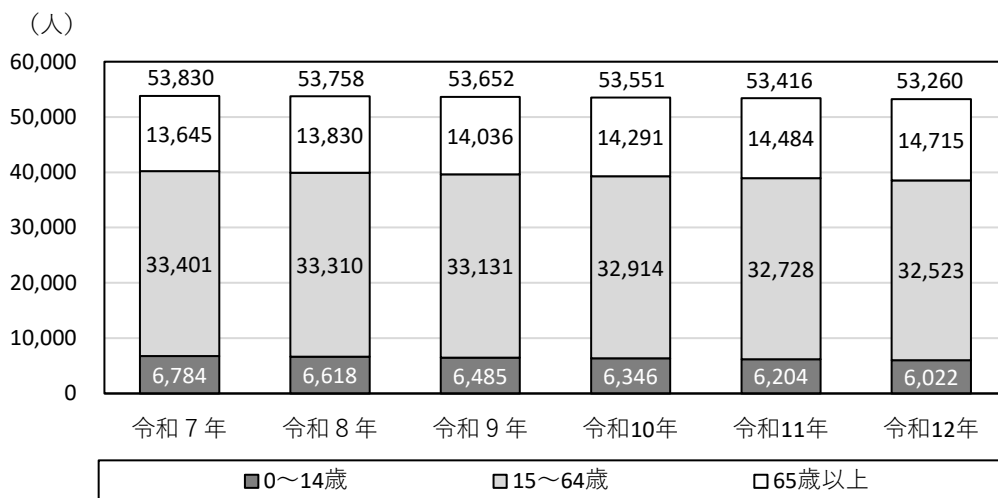


資料／住民基本台帳（各年4月1日現在）

※2019年の4月30日までは平成31年（年度）、5月1日以降は令和元年（年度）と表記。

(3) 将来の人口推計

将来の人口推計をみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少し続けるのに対して、65歳以上人口は増加し続ける見込みとなっています。

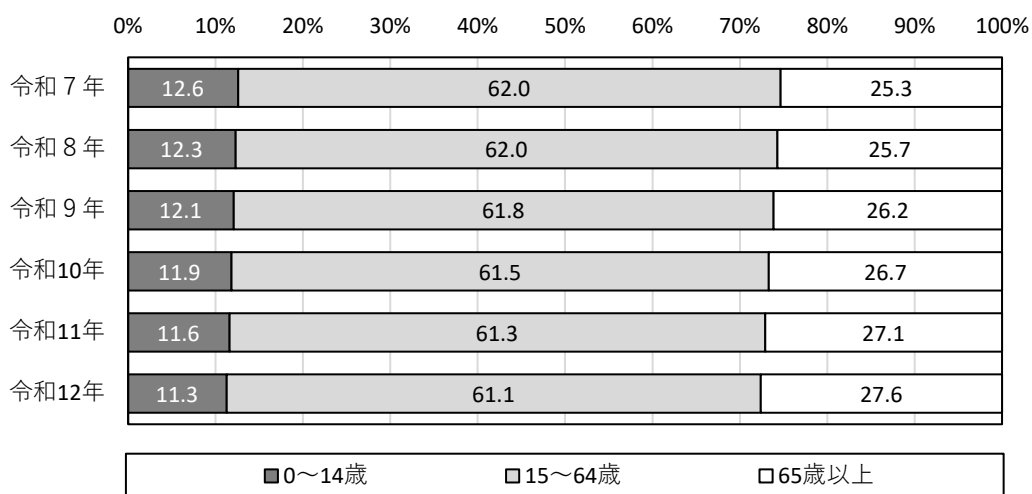


資料／住民基本台帳（令和2年～令和6年）をもとに、コーホート変化率法(※)で算出

※同じ年に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 将来の年齢3区分別人口（構成比）の推移

人口減少が続く中、総人口に占める0～14歳人口、15～64歳人口の割合は減少し続ける一方で、65歳以上人口の割合は増加し続ける見込みとなっています。

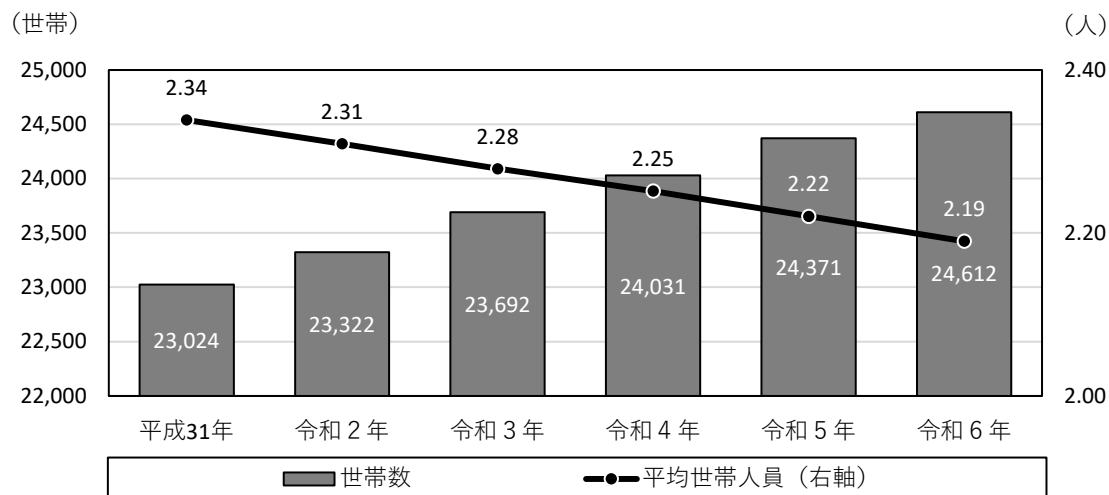


資料／住民基本台帳（令和2年～令和6年）をもとに、コーホート変化率法で算出

（５）世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数は一貫して増加を続け、令和６年３月末現在で 24,612 世帯となっています。

その反面、１世帯あたりの平均世帯人員数は減少を続けており、令和６年には 2.19 人となっています。



資料／住民基本台帳（各年３月３１日現在）

（６）世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、核家族世帯は増加していますが一般世帯に占める割合は減少傾向となっています。単独世帯は世帯数、一般世帯に占める割合ともに増加し続けています。

令和２年度のひとり親世帯は９割以上を母子世帯が占めています。

	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年
一般世帯数合計	世帯	16,178	17,771	19,529	20,744	21,965
核家族世帯	世帯	11,239	12,389	12,902	13,699	14,268
	%	69.5	69.7	66.1	66.0	65.0
その他の親族世帯	世帯	2,050	1,906	2,124	1,550	1,191
	%	12.7	10.7	10.9	7.5	5.4
非親族世帯	世帯	58	91	164	154	286
	%	0.4	0.5	0.8	0.7	1.3
単独世帯	世帯	2,831	3,385	4,339	5,341	6,220
	%	17.5	19.0	22.2	25.7	28.3
ひとり親世帯（再掲）	世帯	364	528	578	614	586
	%	2.2	3.0	3.0	3.0	2.7

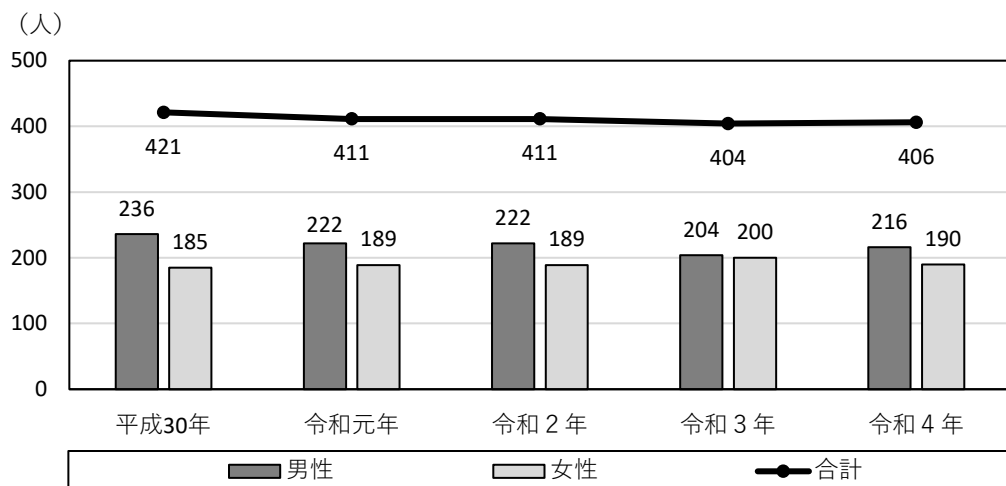
内訳

父子世帯	53世帯	9.0%
母子世帯	533世帯	91.0%

資料／国勢調査

(7) 出生数の推移

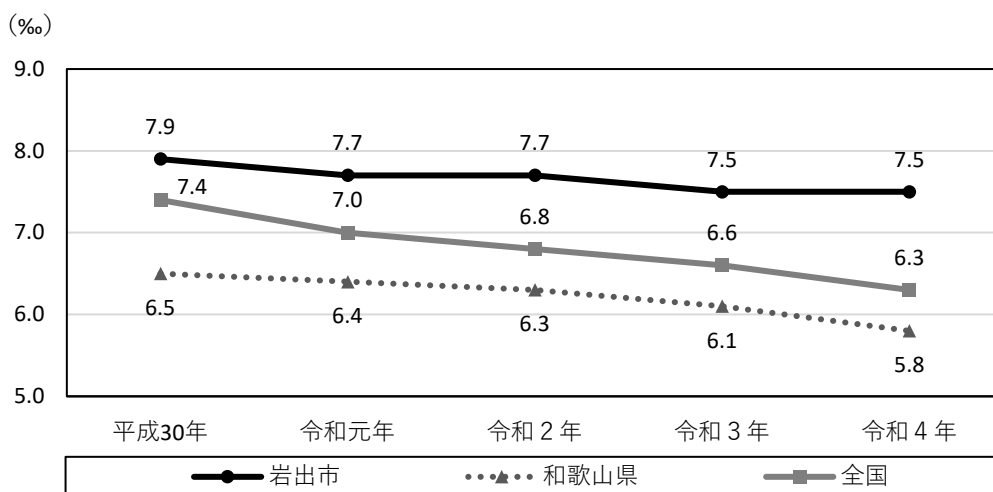
出生数の推移をみると、平成 30 年の 421 人をピークに、減少傾向となっています。



資料／人口動態統計

(8) 出生率（人口千人対）の推移

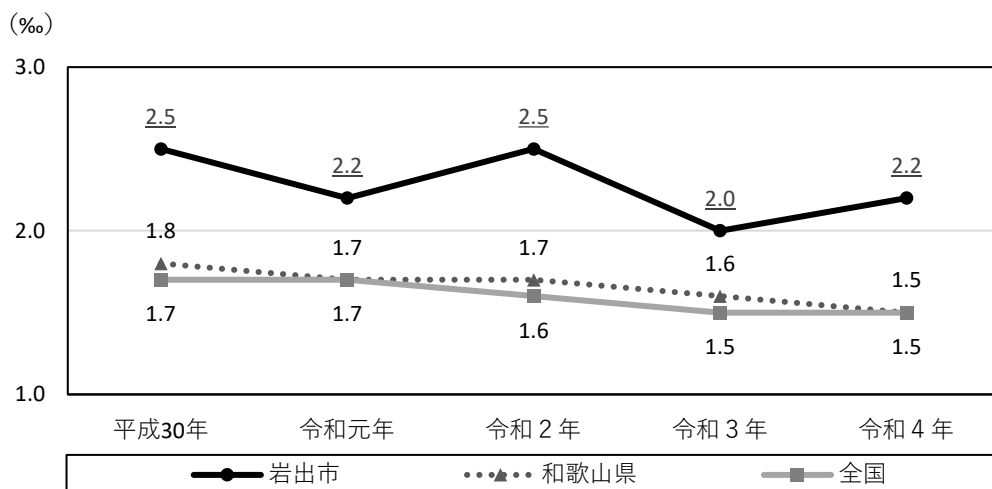
出生率（人口千人対）の推移をみると、平成 30 年の 7.9‰（パーミル）をピークに減少傾向となっていますが、全国や和歌山県よりも高い水準で推移しています。



資料／人口動態統計

(9) 離婚率（人口千人対）の推移

離婚率（人口千人対）の推移をみると、国や県を上回る 2.0～2.5‰で推移しています。



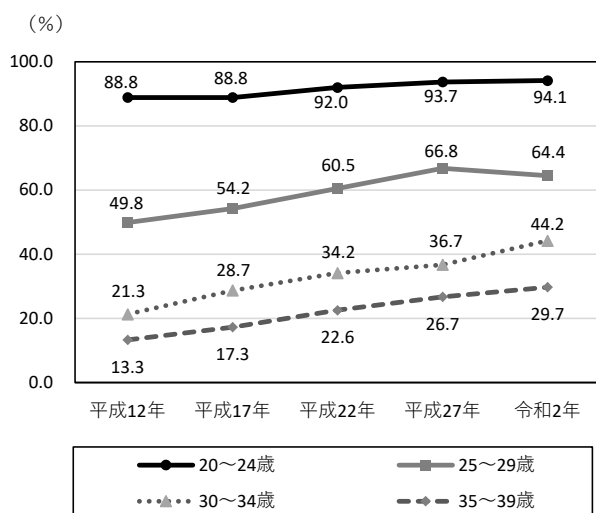
資料／人口動態統計

(10) 未婚率の推移

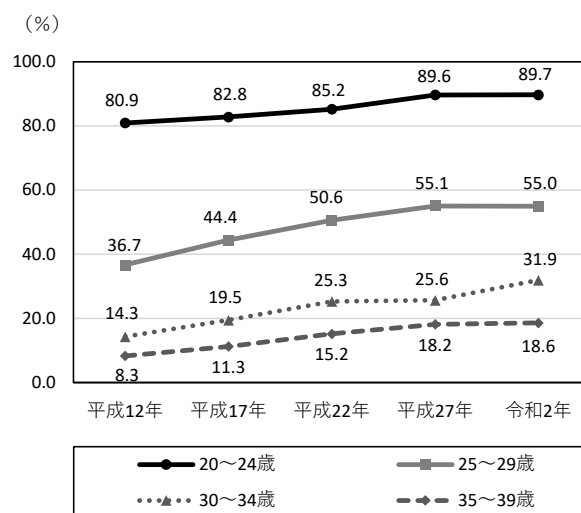
男性・女性とも、各年齢層で未婚率は増加傾向となっています。

男性では平成17年以降、女性では平成22年以降、25～29歳の未婚率が半数を超えています。

【男性】



【女性】



資料／国勢調査

(11) 産業構造別就業率の推移

女性の就業者数は、平成22年以降は1万人を超えて推移しており、平成12年から令和2年にかけて2,300人増加し約1.3倍になっていますが、男女ともに平成27年をピークとして就労者数は減少に転じています。

産業構造別の就業率をみると、男女ともに第3次産業で働く人の割合が最も高くなっています。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数(人)	13,583	8,575	13,865	9,695	13,470	10,037	13,975	11,090	12,762	10,875
第1次産業(%)	3.6	5.1	3.2	4.0	3.2	3.3	3.0	3.4	3.0	3.2
第2次産業(%)	37.2	17.3	33.1	14.3	31.2	12.1	31.2	13.1	30.8	13.4
第3次産業(%)	59.2	77.5	61.3	79.2	61.5	79.8	62.8	80.3	62.7	79.7
分類不能(%)	0.0	0.1	2.4	2.5	4.1	4.8	3.0	3.1	3.4	3.8

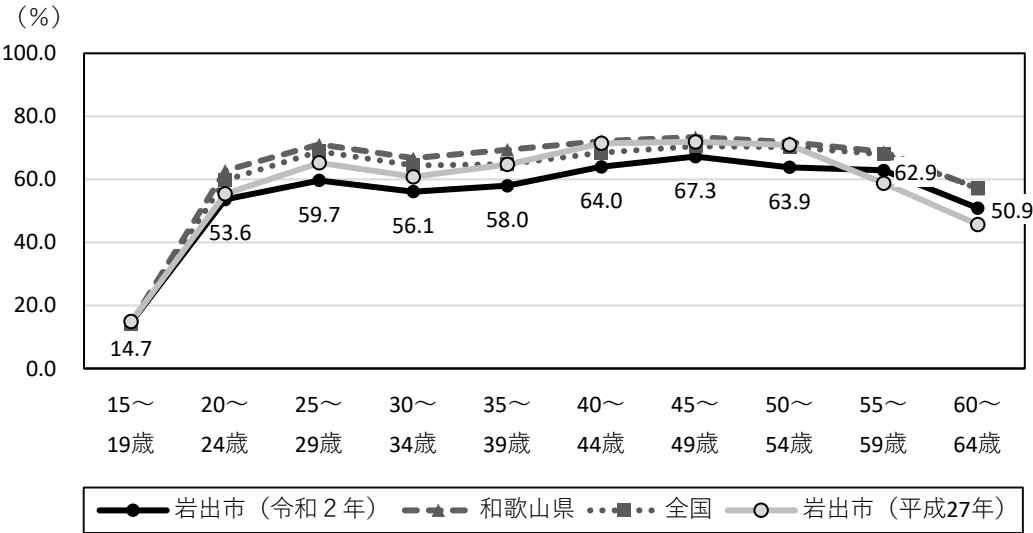
第1次産業：農業、林業、漁業など
第2次産業：工業、建設業、鉱業など
第3次産業：商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など

資料／国勢調査

(12) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率は、55～59歳、60～64歳を除くすべての年齢区分で令和2年が平成27年を下回っています。M字カーブは緩やかになっていますが、依然30～39歳の就業率は前後の年齢層よりも落ち込んでいます。

また、国や県と比較しても15～19歳を除くすべての年齢区分で下回っています。



資料／国勢調査

(13) 保育所等の状況

①認可保育所の設置数・保育士数

認可保育所（認定こども園含む）の設置数は令和6年度現在、公立4か所、私立6か所の計10か所となっています。

保育士数は増加で推移し、令和6年度現在256人となっています。

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	設置数（か所）	4	4	4	4	4	4
	保育士数（人）	96	103	108	109	110	109
私立	設置数（か所）	6	6	6	6	6	6
	保育士数（人）	121	121	117	122	124	147
合計	設置数（か所）	10	10	10	10	10	10
	保育士数（人）	217	224	225	231	234	256

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

②認可保育所の定員・児童数

<公立>

公立の認可保育所の定員数は、平成31年度に山崎、上岩出両保育所で増加し、4か所計で805人となっています。児童数と在籍率は年々減少しています。

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岩出保育所	定員数（人）	120	120	120	120	120	120
	児童数（人）	101	106	106	97	98	88
山崎保育所	定員数（人）	280	280	280	280	280	280
	児童数（人）	266	264	253	249	253	254
根来保育所	定員数（人）	210	210	210	210	210	210
	児童数（人）	179	163	172	174	164	152
上岩出保育所	定員数（人）	195	195	195	195	195	195
	児童数（人）	167	170	167	164	154	147
公立計	定員数（人）	805	805	805	805	805	805
	児童数（人）	713	703	698	684	669	641
	在籍率（%）	88.6	87.3	86.7	85.0	83.1	79.6

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

<私立（認定こども園含む）>

私立の認可保育所の定員数は、4か所計で増加傾向となっており、令和6年度現在 726 人となっています。児童数は年度ごとに増減があり、令和6年度は 625 人となっています。在籍率も増減がありますが、児童数が定員を超える状況は発生していません。

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
しらゆり保育園	定員数（人）	154	154	154	154	154	154
	児童数（人）	149	145	138	125	123	122
さくら保育園	定員数（人）	160	160	160	170	170	170
	児童数（人）	158	159	156	164	159	166
山崎北こども園	定員数（人）	243	243	243	243	243	243
	児童数（人）	206	212	206	194	216	215
おひさま子ども園	定員数（人）	159	159	159	159	159	159
	児童数（人）	149	135	128	110	119	122
私立計	定員数（人）	716	716	716	726	726	726
	児童数（人）	662	651	628	593	617	625
	在籍率（%）	92.5	90.9	87.7	81.7	85.0	86.1

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

<私立（地域型保育）>

令和6年度現在、2か所の事業所内保育所があり、定員数は合計で 42 人となっています。児童数は 35 人程度、在籍率は 85%程度で推移しています。

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つくしの里こども園	定員数（人）	30	30	30	30	30	30
	児童数（人）	25	20	24	25	23	24
さくらんぼ学級	定員数（人）	12	12	12	12	12	12
	児童数（人）	10	9	11	11	12	12
合計	定員数（人）	42	42	42	42	42	42
	児童数（人）	35	29	35	36	35	36
	在籍率（%）	83.3	69.0	83.3	85.7	83.3	85.7

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

③一時預かり事業の状況

一時預かり事業は現在、公立4か所、私立3か所の保育所・認定こども園で実施しています。延べ利用数は平成31年度の545人日をピークに減少傾向となっており、令和5年度は196人日となっています。

		(人日)				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	岩出保育所	0	5	2	1	0
	山崎保育所	13	2	0	0	0
	根来保育所	10	0	0	0	4
	上岩出保育所	13	13	0	0	0
私立	おひさま子ども園	108	107	56	63	25
	山崎北こども園	0	0	0	0	0
	つくしの里こども園	401	112	77	172	167
合計		545	239	135	236	196

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

④時間外保育（延長保育）事業の状況

時間外保育は、平成31年度以降減少が続いていましたが、令和5年度は前年度より増加しています。

			(日)				
			平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	岩出保育所	短時間	775	443	1,219	527	660
		標準時間	840	719	593	450	134
	山崎保育所	短時間	6,201	3,185	1,334	1,267	1,775
		標準時間	1,346	1,065	1,254	1,050	992
	根来保育所	短時間	2,896	1,304	890	412	370
		標準時間	1,397	634	433	370	787
	上岩出保育所	短時間	3,576	1,857	1,223	1,181	708
		標準時間	876	1,156	813	410	142
私立	しらゆり保育園	短時間	1,257	615	189	104	229
		標準時間	3,875	2,178	2,048	1,608	1,936
	さくら保育園	短時間	2,476	1,270	2,260	1,899	4,131
		標準時間	1,629	1,298	2,102	1,889	1,431
	おひさま子ども園	短時間	2,874	3,703	3,394	3,390	1,748
		標準時間	1,705	1,240	2,448	1,784	1,794
	山崎北こども園	短時間	2,620	2,377	1,788	1,492	4,835
		標準時間	2,166	1,941	1,659	1,792	1,779
	つくしの里こども園	短時間	173	388	401	528	409
		標準時間	32	26	28	262	207
合計			36,714	25,399	24,076	20,415	24,067

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

⑤乳児保育（0歳児保育）の状況

乳児保育は現在、4か所の私立保育所・認定こども園で実施しており、令和6年度の入所者数は37人となっています。

(人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立	しらゆり保育園	8	11	13	7	11	9
	さくら保育園	6	9	6	9	8	6
	おひさま子ども園	8	3	3	6	3	6
	山崎北こども園	13	18	15	21	16	16
合計		35	41	37	43	38	37

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

⑥低年齢児（3歳未満児）保育の状況

低年齢児保育は現在、公立4か所、私立4か所の保育所・認定こども園で実施しており、入所者数は増減がみられるものの全体としては増加で推移し、令和6年度の入所者数は合計で397人となっています。

(人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	岩出保育所	32	30	26	23	29	30
	山崎保育所	66	66	74	75	78	78
	根来保育所	49	37	44	40	39	41
	上岩出保育所	35	33	40	42	51	52
私立	しらゆり保育園	56	48	40	47	41	43
	さくら保育園	55	52	49	60	46	57
	おひさま子ども園	54	46	39	32	33	36
	山崎北こども園	53	54	54	54	60	60
合計		400	366	366	373	377	397

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

⑦障害児保育の状況

障害児保育は現在、公立4か所、私立2か所の保育所・認定こども園で実施しており、入所者数は増加傾向にあります。令和5年度は197人で、平成31年度より25人増加しています。

(人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	岩出保育所	35	31	29	27	35
	山崎保育所	58	56	53	45	56
	根来保育所	32	26	29	47	43
	上岩出保育所	31	30	28	35	36
私立	おひさま子ども園	8	11	15	12	12
	山崎北こども園	8	14	16	15	15
合計		172	168	170	181	197

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

音声コード
貼り付け位置

⑧病後児保育の状況

病後児保育の登録者数は年々増加する一方、コロナ禍期に減少していた延べ利用日数は増加に転じ、令和5年度には登録者数350人、延べ利用日数81人日となっています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	253	268	286	304	350
延べ利用日数（人日）	83	8	19	25	81

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

⑨ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの登録会員数は年々増加しており、令和5年度には1,000人を超えています。一方、延べ利用件数は平成31年度以降、減少傾向となっています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数（人）	854	859	882	936	1,005
延べ利用件数（件）	1,855	1,164	1,197	1,034	768

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(14) 幼稚園の状況

幼稚園数は令和6年度現在、2か所となっています。児童数は減少傾向にあり、令和5年度以降、在籍率は50%を下回っています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数（か所）		2	2	2	2	2	2
教職員数（人）		46	53	52	52	50	46
和歌山中央幼稚園	定員数（人）	420	420	420	420	420	420
	児童数（人）	259	257	246	258	252	230
おのみなと紀泉台幼稚園	定員数（人）	420	420	420	420	420	420
	児童数（人）	194	192	179	173	155	148
合計	定員数（人）	840	840	840	840	840	840
	児童数（人）	453	449	425	431	407	378
	在籍率（%）	53.9	53.5	50.6	51.3	48.5	45.0

資料／教育総務課（各年度5月1日現在）

(15) 小学校の状況

小学校数は平成 13 年度以降、公立 6 校で推移しています。児童数は減少傾向にあり、令和 6 年度は 2,854 人となっています。一方で教職員数は増加が続いており、教職員 1 人あたりの児童数は年々減少しています。

また、小学校におけるいじめの認知（発生）件数は減少している一方で、不登校児童数は増加しています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
学校数（校）	6	6	6	6	6	6
学級数（クラス）	121	121	122	125	123	125
教職員数（人）	237	249	252	255	274	279
児童数 （人）	岩出小学校	365	354	351	344	336
	山崎小学校	697	678	675	680	664
	山崎北小学校	665	662	664	666	669
	根来小学校	449	454	472	448	428
	上岩出小学校	393	404	399	377	378
	中央小学校	462	440	442	407	412
	合計	3,031	2,992	3,003	2,922	2,887
教職員 1 人あたり児童数（人）	12.8	12.0	11.9	11.5	10.5	10.2

資料／教育総務課（各年度 5 月 1 日現在）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<参考> 管外小学校通学者数（人）	102	96	111	102	99	107

資料／教育総務課（各年度 5 月 1 日現在）

（件）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
いじめの認知（発生）件数	710	670	633
不登校児童数	48	66	98

資料／教育総務課（各年度 3 月末日現在）

音声コード
貼り付け位置

(16) 中学校の状況

中学校数は公立2校で推移しています。生徒数は2校とも増減しながらほぼ横ばいで推移しており、令和6年度は合計で1,352人となっています。一方で教職員数は120人前後で推移しており、教職員1人あたりの生徒数は全体としては減少傾向となっています。

また、中学校におけるいじめの認知（発生）件数は減少している一方で、不登校児童数は増加傾向となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）		2	2	2	2	2	2
学級数（クラス）		50	47	45	48	50	50
教職員数（人）		122	116	114	117	125	133
生徒数（人）	岩出中学校	690	677	675	711	701	693
	岩出第二中学校	756	657	624	624	655	659
	合計	1,446	1,334	1,299	1,335	1,356	1,352
教職員1人あたり生徒数（人）		11.9	11.5	11.4	11.4	10.8	10.2

資料／教育総務課（各年度5月1日現在）

（件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめの認知（発生）件数	40	37	20
不登校児童数	70	83	87

資料／教育総務課（各年度3月末日現在）

(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童クラブの在籍児数は増減しながら推移しており、令和6年度は定員の約8割の483人となっています。現時点で在籍児数が定員を上回る放課後児童クラブはありません。

（人）

名称	定員	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ホープいわで	100	51	56	50	59	61	81
ホープやまさき	100	91	97	91	87	79	80
ホープやまさき北	100	85	98	83	96	93	99
ホープねごろ	100	75	84	78	67	59	56
ホープちゅうおう	100	83	87	70	72	86	87
ホープかみいわで	100	37	78	83	70	78	80
合計	600	422	500	455	451	456	483

資料／子ども家庭課（各年度4月1日現在）

(18) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は減少しています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳交付数（冊）	418	407	403	364	329

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(19) 妊婦健康診査の受診者数

妊婦健康診査の件数は、令和3年度に減少し、その後増加したものの、令和5年度には再び大きく減少し、6,490件となっています。

妊婦歯科検診の受診者数も増減をしながら推移し、令和5年度は102人と、前年度より25人減少しています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査（件）	7,909	7,922	7,227	7,463	6,490
妊婦歯科検診（人）	120	120	114	127	102

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(20) 乳幼児健康診査の受診者数

乳幼児健康診査は、かつては月齢が上がるにつれて受診率が低下する傾向にありましたが、近年では月齢に関わらず高い受診率になっています。

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	対象者数（人）	410	348	409	406	350
	受診数（人）	398	345	402	402	346
	受診率（％）	97.1	99.1	98.3	99.0	98.9
7か月児健診	対象者数（人）	424	382	399	399	378
	受診数（人）	406	368	404	397	384
	受診率（％）	95.8	96.3	101.3	99.5	101.6
1歳8か月児健診	対象者数（人）	432	444	417	420	418
	受診数（人）	420	434	402	414	404
	受診率（％）	97.2	97.7	96.4	98.6	96.7
3歳6か月児健診	対象者数（人）	436	499	434	440	418
	受診数（人）	403	484	408	430	411
	受診率（％）	92.4	97.0	94.0	97.7	98.3

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(21) 訪問指導の状況

赤ちゃん訪問指導の件数は、増減をしながら全体としては減少傾向となっています。
訪問指導の件数は、令和2年度を除いて50～60件にとどまる年度が多くなっています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子保健推進員活動（件）	0	0	0	0	0
赤ちゃん訪問指導（件）	417	381	370	403	349
訪問指導（件）	52	90	65	60	57

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(22) 相談事業の状況

相談事業の中では、発達相談の増加が顕著になっています。

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10か月児健康相談	399	421	401	407	380
2歳6か月児健康相談	456	367	417	409	418
発達相談	679	708	752	836	864

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(23) その他教室等の状況

その他教室等の利用人数をみると、子育て教室の減少が顕著になっています。全体で減少傾向にある中、令和5年度はいずれの教室も利用人数が前年度を上回っています。

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦教室	79	64	77	74	110
親子教室	681	574	584	664	681
子育て教室	170	126	111	91	160
栄養教室（離乳食）	45	54	63	58	82

資料／子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(24) 各種手当の受給者数

各種手当の状況をみると、児童手当の受給者数は減少が続いており、特別児童扶養手当の受給者数は170人程度で推移しています。

心身障害児在宅扶養手当と障害児福祉手当の受給者は増減をしながら推移しています。

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	4,180	4,083	4,012	3,921	3,721
児童扶養手当	713	706	682	660	628
特別児童扶養手当 (受給者)	163	174	174	174	173
(支給停止者)	3	5	6	7	8
(受給権者)	166	179	180	181	181
心身障害児在宅扶養手当 (受給者)	85	84	80	79	94
(支給停止者)	7	8	11	12	7
(受給権者)	92	92	91	91	101
障害児福祉手当 (受給者)	28	31	31	22	25
(支給停止者)	1	1	2	4	1
(受給権者)	29	32	33	26	26

資料／社会福祉課、子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(25) 各種助成の受給者数

重度心身障害児（者）医療費助成の受給者数は増加しています。

他の助成の受給者数は、減少しています。

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども医療費助成	7,110	7,010	6,879	6,771	6,579
ひとり親家庭等医療費助成	1,805	1,753	1,735	1,693	1,626
重度心身障害児（者）医療費助成 (受給者)	1,262	1,312	1,349	1,350	1,367
(支給停止者)	39	37	39	44	45
(受給権者)	1,301	1,349	1,388	1,394	1,412

資料／社会福祉課、子ども家庭課（各年度3月末日現在）

(26) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の数は、90 人程度で推移しています。

1 人あたりの担当世帯数は増加傾向となっています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数（人）	89	91	90	88	90
うち男性委員（人）	49	50	49	47	48
うち女性委員（人）	40	41	41	41	42
1人あたり担当世帯数（世帯）	280	278	286	297	293
主任児童委員数（人）	6	6	6	6	6

資料／社会福祉課（各年度3月末日現在）

(27) 児童館の状況

児童館の利用者数は、コロナ禍の影響で大人も子どももおおむね減少傾向が続いていましたが、大池児童館では令和5年度の子どもの利用者数が、前年度の約2倍となっています。

（人）

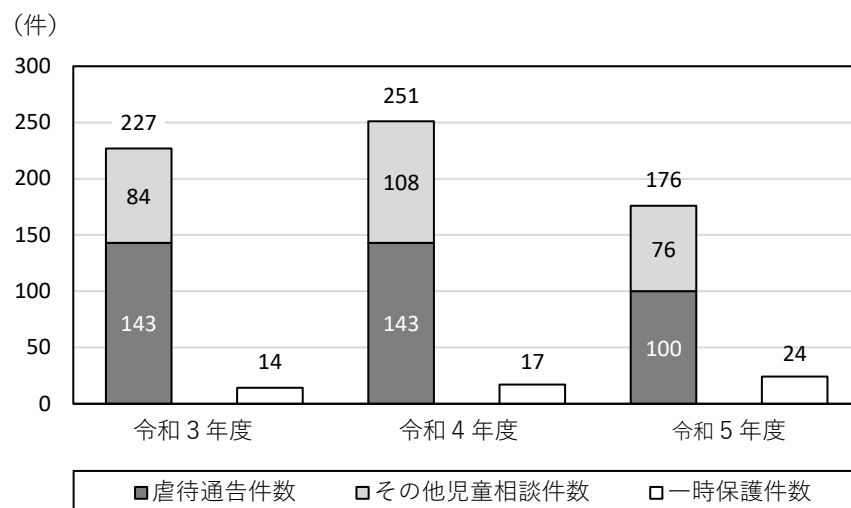
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大池児童館	大人	1,723	1,137	516	689	783
	子ども	2,291	782	1,554	1,488	3,430
	計	4,014	1,919	2,070	2,177	4,213
岡田児童館	大人	1,783	1,090	742	556	383
	子ども	1,174	582	284	255	188
	計	2,957	1,672	1,026	811	571
上岩出児童館	大人	3,503	2,383	2,434	2,641	2,529
	子ども	1,721	786	632	568	568
	計	5,224	3,169	3,066	3,209	3,097
計	大人	7,009	4,610	3,692	3,886	3,695
	子ども	5,186	2,150	2,470	2,311	4,186
	計	12,195	6,760	6,162	6,197	7,881

資料／社会福祉課（各年度3月末日現在）

(28) 児童相談件数

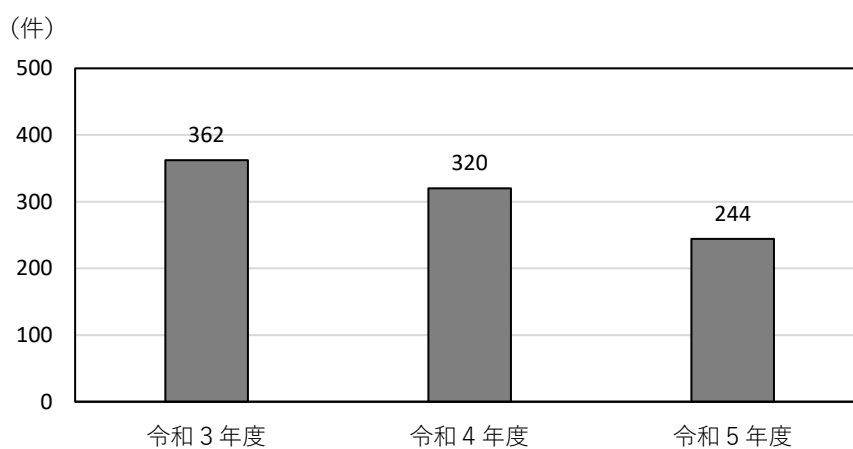
本市の児童相談件数は、令和5年度は176件で、その内、虐待通告件数は100件となっています。

一時保護件数は、各年度20件前後となっています。



資料／子ども家庭課（各年度3月末現在）

虐待対応件数は年々減少しています。



資料／子ども家庭課（各年度3月末現在）

(29) 児童相談・虐待通告の内訳

児童相談の内容をみると、各年度とも虐待通告が最も多くなっています。

虐待通告の内容をみると、各年度とも心理的虐待が最も多くなっています。こどもが親のDV（ドメスティック・バイオレンス）を目撃することが、心理的虐待として警察から通告を受けるケースの多いことが影響していると考えられます。

(件)

	虐待通告	その他 養護相談	性格行動 相談	不登校相談	育児・しつけ 相談	障害相談	非行相談	合計
令和3年度	143	84	2	0	0	0	0	229
令和4年度	143	108	0	0	0	0	0	251
令和5年度	100	76	0	0	0	0	0	176

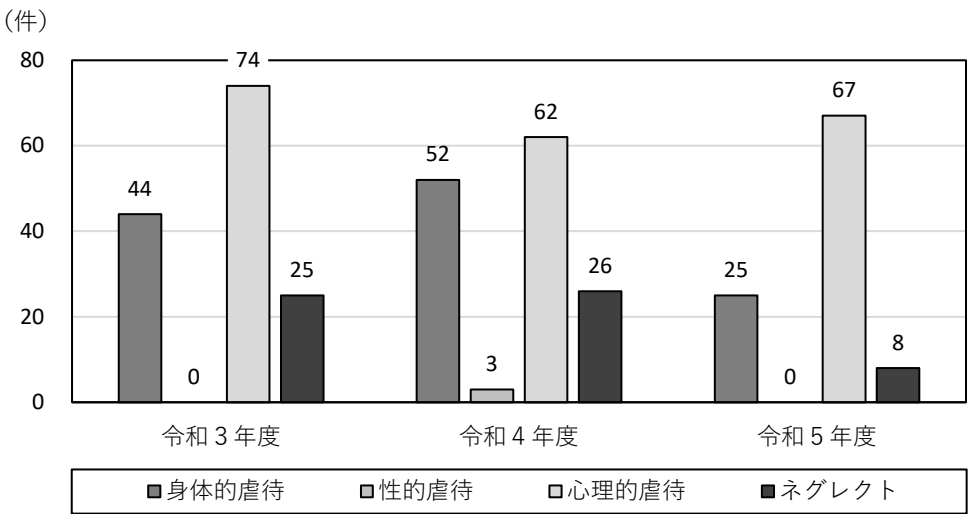
内訳

(件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
令和3年度	44	0	74	25	143
令和4年度	52	3	62	26	143
令和5年度	25	0	67	8	100

資料／子ども家庭課（各年度3月末現在）

【虐待通告の内訳（再掲）】



資料／子ども家庭課（各年度3月末現在）

(30) ひとり親世帯の状況（再掲）

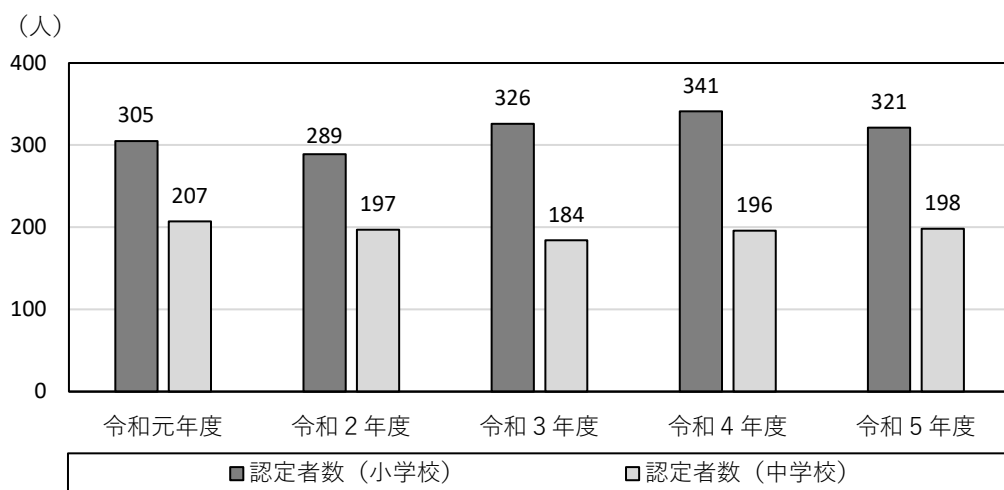
ひとり親世帯のうち、特に困窮のリスクが高いとされる母子世帯の割合は、令和2年の時点で一般世帯全体の2.4%となっています。

	世帯数（世帯）	割合（%）
一般世帯数合計	21,965	100.0
父子世帯	53	0.2
母子世帯	533	2.4

資料／国勢調査（令和2年）

(31) 就学援助認定者の状況

就学援助認定者数は、小学校では令和3年度、令和4年度にかけて増加し、令和5年度は減少しています。中学校では令和3年度にかけて減少していましたが、近年再び増加しています。



資料／教育総務課（各年度5月1日現在）

(32) こどもの相対的貧困率の状況

令和5年実施の「和歌山県子供の生活実態調査」によると、本市の相対的貧困率（所得段階Ⅲの世帯の割合）は、小学5年生、中学2年生のいる世帯とも、和歌山市や紀北、紀中、紀南の各地域に比べて低くなっています。

一方、経済的困難世帯の割合は、小学5年生、中学2年生ともに和歌山市や紀中に比べて高くなっています。

【小学5年生のこどもがいる世帯】

	全体	所得段階Ⅰ		所得段階Ⅱ		所得段階Ⅲ		経済的困難世帯	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
岩出市	266	143	53.8	88	33.1	16	6.0	51	19.2
和歌山市	2,095	1,034	49.4	675	32.2	182	8.7	348	16.6
紀北	1,125	521	46.3	404	35.9	100	8.9	204	18.1
紀中	721	294	40.8	286	39.7	75	10.4	107	14.8
紀南	775	276	35.6	313	40.4	100	12.9	156	20.1
県合計	4,824	2,163	44.8	1,723	35.7	470	9.7	837	17.4

資料／和歌山県子供の生活実態調査（令和5年）

【中学2年生のこどもがいる世帯】

	全体	所得段階Ⅰ		所得段階Ⅱ		所得段階Ⅲ		経済的困難世帯	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
岩出市	250	124	49.6	86	34.4	21	8.4	41	16.4
和歌山市	1,677	869	51.8	482	28.7	148	8.8	268	16.0
紀北	1,095	519	47.4	363	33.2	102	9.3	194	17.7
紀中	717	300	41.8	253	35.3	89	12.4	112	15.6
紀南	742	266	35.8	329	44.3	69	9.3	145	19.5
県合計	4,453	2,082	46.8	1,480	33.2	427	9.6	749	16.8

資料／和歌山県子供の生活実態調査（令和5年）

所得段階Ⅰ… 可処分所得の中央値以上の世帯

所得段階Ⅱ… 可処分所得の中央値の半分以上の世帯

所得段階Ⅲ… 可処分所得の中央値の半分未満の世帯（相対的貧困層）

経済的困難世帯… 「生活必需品の購入が困難」「公共料金等の支払いが困難」「生活必需品の非所有」の3つのうち、いずれかの経験がある世帯

5 取組の内容

基本目標1 こどもや子育て家庭を支える教育・保育の環境づくり

①子育て相談や支援の充実

番号	施策	施策の内容	担当課
1	利用者支援事業	●利用者支援員を中心に、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報収集・提供や、相談、利用支援、援助等を行います。	子ども家庭課
2	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	●地域子育て支援センターいわで(岩出保育所内)、地域子育て支援センターあいあい(岩出市総合保健福祉センター内)の2か所において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や、子育て相談、部屋開放、保育所開放、子育てサークル支援、巡回相談、その他子育て支援事業、出前保育等を実施します。	子ども家庭課
3	子育て世帯訪問支援事業	●家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 ●訪問に必要な人材確保にも努めます。	こども家庭センター
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。特定妊婦・ハイリスク妊婦・要支援妊婦などの母子に対しては早期の訪問を目指します。 ●親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども家庭センター
5	地域子育て応援環境促進事業	●岩出市子育て支援サイトを通じ、市民に対して子育てを支援する様々な情報を総合的に提供します。 ●安心して子育てできる環境づくりに取り組む事業者を子育て応援事業者として登録し、岩出市子育て支援サイトを通じて広く市民に紹介します。子育て支援について、直接企業と連携することを目指します。 ●情報の発信に際しては、ニーズに応じて多言語での発信ができるよう努めます。	子ども家庭課
6	情報化社会における適切な対処方法についての理解促進	●インターネット等で発信される情報の信頼度の見極めや、SNSや通信型ゲーム等の適切な活用・利用について、岩出市子育て支援サイトをはじめ様々な機会を活用し、啓発を行います。	子ども家庭課 生涯学習課 市内小・中学校
7	子育て講演会	●よりよい子育ての実践につながるよう、子育て中の親を対象にニーズに合わせた講演会を実施し、正しい子育ての情報提供や、リフレッシュの機会を提供します。	和歌山中央幼稚園

番号	施策	施策の内容	担当課
8	子育て相談事業	●子育てに不安や悩みを持っている保護者を対象に、随時、子育て相談を行います。 ●正しい情報を提供することによって、子育てに対する不安や誤解を排除し、安定した精神状態で自信を持って子育てできる下地をつくります。 ●こうした取組に興味を示さない保護者に対して、大切さを伝えていくことに努めます。	和歌山中央幼稚園
9	子育て支援コーナー事業	●総合保健福祉センター図書室の子育て支援コーナーに、「子育て」に関する資料や各種パンフレット、イベントチラシ等を設置し、情報提供を行い子育てを支援します。今後、本の入れ替え等も行います。	岩出図書館
10	那賀病院小児救急医療及び那賀休日急患診療の支援	●救急医療体制を整え、充実が図れるように支援に努めます。	保険介護課
11	那賀歯科医師会休日急患診療の支援	●救急医療体制を整え、充実が図れるように支援に努めます。 ●那賀歯科医師会と連携を図りながら、市民の健康増進に寄与していきます。	保険介護課
12	病児保育事業	●病後児保育施設「きらら」において、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童を、保育等の専門スペースで一時的に預かります。 ●「いわで・きのかわファミリー・サポート・センター」において、病児・病後児の預かり保育を実施します。 ●広域連携も考慮し、小児科医、看護師が配置されている一定規模を有する医療機関において、病児保育・病後児保育併設型の実施を検討するとともに、仕事と家庭の両立支援策等により、親が病気のこどもを見守れる社会環境の整備との両輪で進めていきます。	子ども家庭課
13	小児成育医療支援事業	●医師・社会福祉士・臨床心理士・ソーシャルワーカーがこどもの発育・発達のこと、子育ての悩み、学校での問題等、こどもについての電話相談に応じ、必要な人には和歌山医大にて来室相談を行います。 ●電話相談、来室相談についての周知を行います。	こども家庭センター
14	母子健康手帳の交付	●医師または助産師の診察を受け、妊娠がわかった場合、妊娠の届出をし、届出をされた方には母子健康手帳を交付します。この手帳で妊産婦と乳幼児の健康状態の一貫した記録を行います。交付の際は、助産師等が妊婦の健康状態などを伺う面談をし、母子保健サービスなどの説明を行います。	こども家庭センター
15	妊娠期からの伴走型相談支援【新規】	●孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭への新たな支援として、すべての妊婦や子育て家庭を対象に相談支援を行います。相談支援は①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。	こども家庭センター

②教育・保育サービスの充実

番号	施策	施策の内容	担当課
再 12	病児保育事業	●病後児保育施設「きらら」において、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童を、保育等の専門スペースで一時的に預かります。 ●「いわで・きのかわファミリー・サポート・センター」において、病児・病後児の預かり保育を実施します。 ●広域連携も考慮し、小児科医、看護師が配置されている一定規模を有する医療機関において、病児保育・病後児保育併設型の実施を検討するとともに、仕事と家庭の両立支援策等により、親が病気のこどもを見守れる社会環境の整備との両輪で進めていきます。	子ども家庭課
16	時間外保育事業 (延長保育)	●保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育所等でこどもを預かります。	子ども家庭課
17	一時預かり事業	●家庭で保育している乳幼児が、保護者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消等の理由により保育が必要となる場合に、一時的に保育所等で保育を行います。	子ども家庭課
18	障害児保育事業	●保育所等において、保育を必要とする障害児の保育を実施します。 ●保育を必要とする障害児が保育所に入所できるよう、保育士の確保等、必要な支援に努めます。	子ども家庭課
19	休日保育事業	●休日に保護者が就労や、傷病、出産等の理由により、家庭で保育できない場合に、保育所等で児童を預かる休日保育を実施します。	子ども家庭課
20	放課後児童健全 育成事業 (学童保育)	●保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。	子ども家庭課
21	幼稚園における 数え3歳児保育	●幼稚園入園を希望している満2歳から幼稚園就園前の幼児の保育を行います。	おのみなと 紀泉台幼稚園
22	預かり保育事業 (幼稚園型)	●幼稚園の保育終了後及び長期休暇中の幼稚園児を受け入れ、保護者の子育て負担を軽減し、仕事を持つ親が安心して働ける環境をつくれます。 ●こどもが健やかに成長するための精神的・物理的に安全な環境を提供します。	和歌山中央 幼稚園 おのみなと 紀泉台幼稚園
23	認可外施設事業	●将来的に幼稚園教育を希望する保護者のために、満2歳から幼稚園就園前までの幼児を園内の認可外施設で預かり、幼稚園就園に関わる様々なニーズをくみ上げ、柔軟な対応を目指します。	和歌山中央 幼稚園

③地域における子育て支援の充実

番号	施策	施策の内容	担当課
再 2	地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援セ ンター)	●地域子育て支援センターいわで(岩出保育所内)、地 域子育て支援センターあいあい(岩出市総合保健福 祉センター内)の2か所において、乳幼児のいる子 育て中の親子の交流や、子育て相談、部屋開放、保 育所開放、子育てサークル支援、巡回相談、その他 子育て支援事業、出前保育等を実施します。	子ども家庭課
再 5	地域子育て応援 環境促進事業	●岩出市子育て支援サイトを通じ、市民に対して子育 てを支援する様々な情報を総合的に提供します。 ●安心して子育てできる環境づくりに取り組む事業者 を子育て応援事業者として登録し、岩出市子育て支 援サイトを通じて広く市民に紹介します。子育て支 援について直接企業と連携することを目指します。 ●情報の発信に際しては、ニーズに応じて多言語での 発信ができるよう努めます。	子ども家庭課
24	児童館運営事業	●こどもたちが健全な遊びを通して、多様な経験を積 みながら健康に育つよう、児童館を開放します。 ●また、老朽化が進んでいるため、細かな修繕を行っ て維持できるよう努めます。	社会福祉課
25	ゆめホール並び に園庭開放事業	●園内のゆめホール並びに園庭を地域に開放し、以下 の事業の展開・充実を図ります。 ・こどもたちが安心して遊べる場所の提供 ・子育て中の親同士の交流 ・こどもの健やかな成長と保護者の精神的安定を促 し、幼稚園職員と接触を持つことによって、子育て の相談窓口を提供	和歌山中央 幼稚園
26	幼児教育 センター	●未就園児を対象に、親子ともに参加して子育てを語 ることができ、テーマに沿って親子で楽しんで遊ぶ 機会を提供します。 ●定期的に園庭や園内を開放します(月1回程度)。 ●子育て家庭のニーズに合った内容や運営方法につい て検討します。	おのみなと 紀泉台幼稚園
27	図書館(ボラン ティア等)によ る読み聞かせ事 業	●岩出図書館、総合保健福祉センター図書室で、定期 的におはなし会を実施します。 ●より多くの方におはなし会に参加していただけるよ うチラシ、Webサイトなどを通じて広報します。	岩出図書館
28	親子読書支援事 業(すくすく読 書)	●1歳8か月児健康診査対象者に図書館への案内状を 配付し、来館者には親子での読書(読み聞かせ)を 支援する絵本とトートバッグのプレゼント、ブック リストの配付を行います。 ●読書相談に応じるとともに、図書館の利用カード作 成やおはなし会等の案内も行い、親子での継続的な 図書館利用の促進と読書の推進を図ります。	岩出図書館

番号	施策	施策の内容	担当課
29	市立保育所地域活動事業	●老人ホームやデイサービスセンター等へ訪問し、リズム表現や劇遊び、製作、伝承遊び等を通して世代間のふれあい活動を行います。	市立保育所
30	地域活動の育成	●指導者研修会、ドッジボール大会、子ども・リーダー交流会等を通じて子ども会の地域組織活動の育成や、その指導者の育成を図ります。 ●地域ボランティア等の協力や地域との連携を図り、地域児童の健全育成に努めます。	生涯学習課
31	公民館文化教室	●少年少女コーラスや子どもクッキング等の教室を公民館で実施することにより、教養や技術等が身につく、こどもから大人まで世代間での情報交換や仲間づくりが促進されるよう努めます。 ●公民館フェア等を通じて、活動の成果を発表することにより、生涯学習を促進します。	生涯学習課
32	公民館（夏休み・冬休み）子ども講座	●夏休みや冬休みを利用して、小学生または親子を対象とした多様な教室を公民館で実施することにより、教養や技術等が身につく、こどもから大人まで世代間の情報交換や仲間づくりが促進されるよう努めます。 ●市内の各小学校から児童が集まることにより、学校間の情報交換や仲間づくりを促進します。 ●小学校低学年のこどものみでも参加できる内容を検討・実施していきます。	生涯学習課
33	アリーナで遊ぼう事業	●スポーツやレクリエーション活動を通じ、青少年の健全育成及び生涯スポーツの普及振興を図ることを目的に、市民総合体育館アリーナを無料開放し、誰もが手軽に楽しめるスポーツの場を提供します。 ●新種目の追加など、参加しやすいよう内容の充実を図ります。	生涯学習課
34	放課後子ども教室推進事業	●各小学校等において利用可能な余裕教室等を活用し、児童の遊び、勉強や文化活動の場を提供することを目的に放課後子ども教室を実施します。 ●地域の人々を指導者（協働活動支援員）、補助者（協働活動サポーター）に依頼するとともに、青少年育成市民会議や保護司会等青少年に関わる各種団体、PTA等と連携を図り、取組を実施します。	生涯学習課
35	きのくに共育コミュニティ推進事業	●地域の方々のそれぞれの経験や学習成果を活かせる場を広げ、地域の教育力を高めるため、学校・保護者・地域の連携体制を図り、地域ぐるみでこどもたちを支援します。 ●各小・中学校において、コーディネーターを軸に地域ボランティアの協力を得て、学校支援活動の実施を図り、必要な支援に努めます。	生涯学習課

番号	施策	施策の内容	担当課
36	図書館ボランティア事業	●図書館ボランティアが、岩出図書館等で読み聞かせや映画会、本の補修や布絵本の製作、展示物の作成等を行います。 ●今後もボランティアの登録を勧めるため、広報啓発を行うとともに、ボランティアの養成に努めます。学生ボランティアについては、継続的に活動していきたいと思えるような活動内容を検討します。	岩出図書館
37	小作品の手作り会	●子育て中の親を対象に、壁掛け・ハイドロカルチャー等の小作品の手作り会を行い、親同士のネットワークづくり、リフレッシュの場、自然発生的互助会組織の構築に役立てます。	和歌山中央幼稚園
38	産前・産後サポート事業	●妊娠中、健やかに過ごすことができ、自信を持って出産、育児に臨めるように「パパママ教室」を実施します。 ●出産後も子どもや保護者が地域で孤立しないよう、仲間づくりを推進します。	こども家庭センター
39	子どもの居場所づくり推進事業【新規】	●子どもや子育て中の親が安全で安心して過ごせる居場所の持続的で安定的な運営を通じ、子どもの健全育成及び子どもと子育て中の親の孤立化防止を図ります。 ・こども食堂	こども家庭センター

④仕事等と子育てとの両立支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 20	放課後児童健全育成事業（学童保育）	●保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。	子ども家庭課
40	男女共同参画の視点に立った講座・講演会	●性別に関わりなく、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会を提供し、男女共同参画による子育てを促進します。 ・子育てに関する講演会開催 ・家庭に関する男性向けの講座開催 ・父親の子育て参加を勧める講座や体験学習等の開催 ・各種事業における保育付き機能の拡充 ・イベント開催日への配慮	市長公室 子ども家庭課 生涯学習課
41	ファミリー・サポート・センター事業	●依頼（利用）会員、援助（スタッフ）会員からなる相互援助活動をセンター事務局（アドバイザー）が調整し育児の相互援助を行います。（送迎、一時預かり、病児・病後児預かり等）	子ども家庭課
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	●委託契約先の拡充と、家庭的な環境での預かりができるよう、里親への委託をすすめます。 ・ショートステイ…保護者が疾病、看護、災害、冠婚葬祭、公的行事への参加等により、一時的に養育困難となった家庭の児童を、児童福祉施設等において一時的に養育を行います。 ・トワイライトステイ…保護者が仕事等の理由によって帰宅が恒常的に夜間になるため、児童に対する生活指導、夕食の賄い等を行うことが困難となっている家庭の児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供を実施します。	子ども家庭課
43	男女共同参画推進事業	●「岩出市男女共同参画プラン」に基づき、性別に関係なく、多様な分野に参画できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を共に担い活躍できる「みんなが共に生きるまち」の実現を目指して、市民と地域、事業所、行政が一体となり推進します。 ●市の施策に男女共同参画の視点を取り入れ推進できるよう全庁に働きかけるとともに理解促進に向け、周知に努めます。 ●ボランティア（岩出市男女共同参画推進員）と連携し、男女共同参画に関する活動の企画、情報の収集や提供、広報紙（リーフレット）の作成、イベント等への協力等、広く啓発活動等を行います。	市長公室
44	共働き共育ての推進【新規】	●男性の育休取得促進や柔軟な働き方ができる環境整備等、保護者の共働き共育てを支援する制度の周知啓発を行い、各種制度の活用促進を図ります。	市長公室

基本目標2 こどもの権利の保障や健やかな成長の支援づくり

①情報提供・啓発活動の推進

番号	施策	施策の内容	担当課
45	発達段階に応じた人権教育の推進	●人権教育・道徳教育の推進 ・人権教育、道徳教育の実施 ・イベント等でのこども向け人権啓発や講座の開催 ・保育者・教員向け研修会の実施 ・こどもの人権に配慮した保育の実施	市長公室 総務課 社会福祉課 子ども家庭課 教育総務課 生涯学習課

②こども・若者を見守り・支える地域づくり

番号	施策	施策の内容	担当課
再 20	放課後児童健全育成事業（学童保育）	●保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。	子ども家庭課
再 24	児童館運営事業	●こどもたちが健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つよう、児童館を開放します。 ●館が老朽化しているため、細かな修繕を行って維持できるよう努めます。	社会福祉課
再 31	公民館文化教室	●少年少女コーラスや子どもクッキング等の教室を公民館で実施することにより、教養や技術等が身につく、こどもから大人まで世代間での情報交換や仲間づくりが促進されるよう努めます。 ●公民館フェア等を通じて、活動の成果を発表することにより、生涯学習を推進します。	生涯学習課
再 32	公民館（夏休み・冬休み）子ども講座	●夏休みや冬休みを利用して、小学生または親子を対象とした多様な教室を公民館で実施することにより、教養や技術等が身につく、こどもから大人まで世代間の情報交換や仲間づくりが促進されるよう努めます。 ●市内の各小学校から児童が集まることにより、学校間の情報交換や仲間づくりを促進します。 ●小学校低学年のこどものみでも参加できる内容を検討・実施していきます。	生涯学習課
再 34	放課後子ども教室推進事業	●各小学校等において利用可能な余裕教室等を活用し、児童の遊び、勉強や文化活動の場を提供することを目的に放課後子ども教室を実施します。 ●地域の人々を指導者（協働活動支援員）、補助者（協働活動サポーター）に依頼するとともに、青少年育成市民会議や保護司会等青少年に関わる各種団体、PTA等と連携を図り、取組を実施します。	生涯学習課

番号	施策	施策の内容	担当課
再 39	子どもの居場所 づくり推進事業 【新規】	●子どもや子育て中の親が安全で安心して過ごせる居場所の持続的で安定的な運営を通じ、子どもの健全育成及び子どもと子育て中の親の孤立化防止を図ります。 ・こども食堂	こども家庭センター
46	新・放課後子ども総合プランの推進	●保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に安心・安全な環境で学習や多様な体験・活動が行えるよう、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的又は連携して実施する体制の整備を検討します。 ●小学校の余裕教室・公民館を活用し、地域の方々の協力・指導のもと、勉強や文化活動、地域住民との交流を推進していきます。	生涯学習課 子ども家庭課
47	長期休業中・幼稚園休業日の子どもの居場所づくり事業	●働いていない保護者のこどもを預けやすい状況や、こども同士で遊べる環境についても検討・整備します。 ●こどもが健やかに成長するための精神的・物理的環境を整備します。 ・長期休業中…夏休み・冬休み・春休み中に、小学生・幼稚園児を受け入れ、保護者の子育て負担の軽減、仕事を持つ親が安心して働ける環境を提供します。 ・幼稚園休業日…幼稚園休業日に、幼稚園児を受け入れ、保護者の子育て負担の軽減、仕事を持つ親が安心して働ける環境を提供します。	和歌山中央幼稚園

③こどもと親の健康づくりの推進

番号	施策	施策の内容	担当課
48	子ども医療費助成事業	●岩出市に居住する、①小学校就学前児童の入院及び通院費、②小中学生の入院にかかる医療費の自己負担分の全額、③小中学生の通院にかかる自己負担分の一部を助成することにより、児童の福祉向上を図ります。 ●受給者証の更新手続きを見直すことにより、受給者の手続き負担を軽減します。	子ども家庭課
49	乳幼児健康診査・健康相談事業	●異常の早期発見だけでなく、育児支援の場として健康診査・健康相談を実施します。 ●未受診者の追跡を行い、保育所や小児科と連携しながら、高い受診率を維持することに努めます。	こども家庭センター
50	乳幼児健康診査・健康相談後の要指導児への対応	●子育て教室…歩行を獲得するまでのこどもを対象に、健診後のフォローアップとして母親がいきいきと子育てができ、また保育や遊びを充実することでこどもの発達を豊かに伸ばします。 ●親子教室…自分の持っている力を十分に発揮できないこどもたちに集団活動の場を提供し、保育や遊びを充実することで発達を豊かに伸ばします。 ●未参加者を定期的に抽出し、電話連絡にてこどもの状況把握を行い、対象者の見直しや参加勧奨を行います。	こども家庭センター
51	妊産婦健康診査事業及び妊婦に関する事業	●妊娠の早期から妊娠・出産に関する情報を提供し、安心して出産できるよう、また産後の育児不安が緩和できるよう、以下の事業を実施します。 ・妊婦健康診査費助成事業（14回） ・妊婦歯科健康診査費助成事業（1回） ・産婦健康診査費助成事業（2回） ●妊婦健診の必要性の周知を行うことにより、受診率向上を目指します。	こども家庭センター
52	不妊治療費助成事業	●少子化対策の一環として、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすい環境づくりに努めます。 ・一般不妊治療助成事業 ・生殖補助医療先進医療費助成事業	こども家庭センター
53	産前・産後サポート事業	●安心して出産し、産後も自信を持って育児ができるように妊娠期から継続して以下の事業を実施し、支援しています。 ・アウトリーチ型（妊婦訪問・電話相談）…妊娠7か月アンケート、妊娠8か月電話訪問を実施しています。 ・デイサービス型（こころていえ）…子育てに関する情報交換や悩みを相談できるように妊婦の交流の場を提供します。 ・乳房ケア相談事業 ・こころていえ	こども家庭センター

番号	施策	施策の内容	担当課
54	産後ケア事業	●家族等から支援がない場合や育児等に不安がある場合で、育児支援を必要とする母子を対象に、産後も安心して子育てができるよう医療機関のサポートを受けることができます。 ・宿泊型（出産後1年未満で通算7日を限度） ・デイサービス型（出産後1年未満で10回を限度） ・訪問型（出産後1年未満で10回を限度）	こども家庭センター
55	予防接種事業	●「予防接種法」に基づき、以下の予防接種を実施します。 ・ロタ、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、DPT-IPV（4種混合）、BCG、MR（風しん・麻疹混合）、水痘、日本脳炎、DT（二種混合）、子宮頸がんワクチン、B型肝炎、5種混合 ●定期予防接種者あてに接種勧奨（個別通知やウェブサイトによる周知啓発）を実施します。 ●「岩出市子育てアプリ」において、予防接種予診票デジタル機能を使用し予防接種事業の円滑化、簡素化を図ります。	こども家庭センター
56	乳幼児栄養指導・栄養教室（離乳食）	●母体の健康及び胎児の発育、乳幼児時期に重要となる栄養指導を、乳幼児健診や各種相談時に、個人の状況や発達段階に合わせて実施します。 ●「授乳・離乳の支援ガイド」を踏まえ、成長に合わせた離乳食の進め方、献立、つくり方等の相談、指導を行うとともに、母親の不安の軽減に努めます。	こども家庭センター
57	食生活改善推進員活動	●食生活改善推進員が、地域の高齢者から乳幼児までを対象に食生活に関する問題点を把握し、対象者に啓発及び実践活動を行います。 ●食育推進教室を市内保育所において実施します。	保険介護課
58	食育教室	●保護者を対象に、給食試食会や栄養士による食育教室を開催し、こどもの健全な食生活について考える場を提供します。 ●園児に対しては給食を通して食育に取り組みます。 ●食育活動への取組の充実や、保護者への情報発信を工夫します。	おのみなと紀泉台幼稚園
59	市立保育所における食育推進事業	●市立保育所で、食の安全を第一に考えた季節の食材や行事食を取り入れ、こどもたちの食への関心を高めるとともに、食事の楽しさや大切さを伝えます。 ●すべての保育所でアレルギー対応食を提供します。	市立保育所
60	初回妊娠判定受診費用助成事業【新規】	●妊婦の経済的負担の軽減を図るため上限を1万円とした補助とともに、妊婦の状況を把握し、必要な支援につなげます。	こども家庭センター
61	妊産婦アクセス支援事業【新規】	●健康診査や出産にかかる交通費の経済的負担の軽減を図ることにより、地域において安心して妊娠及び出産できる環境づくりを支援します。	こども家庭センター
62	乳房ケア相談事業【新規】	●こどもの健康にとって極めて重要な授乳期・離乳期に授乳に関する不安を軽減し、安心して育児ができる環境づくりを支援します。	こども家庭センター

④こども・若者の健やかな成長の支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 20	放課後児童健全育成事業（学童保育）	●保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の空き教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。	子ども家庭課
再 24	児童館運営事業	●こどもたちが健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つよう、児童館を開放します。 ●館が老朽化しているため、細かな修繕を行って維持できるように努めます。	社会福祉課
再 30	地域活動の育成	●指導者研修会、ドッジボール大会、子ども・リーダー交流会等を通じて子ども会の地域組織活動の育成や、その指導者の育成を図ります。 ●地域ボランティア等の協力や地域との連携を図り、地域児童の健全育成に努めます。	生涯学習課
再 33	アリーナで遊ぶ事業	●スポーツやレクリエーション活動を通じ、青少年の健全育成及び生涯スポーツの普及振興を図ることを目的に、市民総合体育館アリーナを無料開放し、誰もが手軽に楽しめるスポーツの場を提供します。 ●新種目の追加など、参加しやすいよう内容の充実を図ります。	生涯学習課
63	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	●喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。 ●警察や医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度を育成します。 ●保護者に対しても保健だより、生徒指導だより、学校だより等を使って啓発を行います。 ●岩出市青少年センターで啓発・指導・補導・相談活動を行います。	こども家庭センター 教育総務課 生涯学習課
64	岩出市青少年育成市民会議の活動	●家庭・学校・地域社会が一体となった「子どもを育てる地域づくり」を目指し、校区别懇談会や青少年育成市民大会、スポレクフェスタ、講演会の開催、育成だよりの発行等、様々な活動を行います。 ●家庭・学校・地域の連携の強化を図り、青少年の健全な育成に努めます。 ●青少年健全育成のためこどもたちの活躍の場の提供と、関係機関と地域との連携により「あいさつ運動」等を継続的に実施します。	生涯学習課
65	豊かな心の育成	●新学習指導要領による道徳の教科化に伴い、道徳教育の充実を図るとともに、地域との連携により、様々な自然体験や社会体験等の体験活動等を通して、豊かな心の育成を図ります。	市内小・中学校

番号	施策	施策の内容	担当課
66	健やかな身体の育成	●体育の授業の充実を図るとともに、こどもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図り、健やかな身体の育成に努めます。 ●令和8年度末までに必要なクラブにおいて、休日部活動の地域移行ができる仕組みを作るべく、情報収集と協議を進めます。	市内小・中学校
67	思春期保健対策	●若年での妊娠・出産、ひとり親家庭、複雑な関係の家庭等、支援が必要な家庭が少なくない中で、こどもたち自身が命の大切さを知り、自己肯定感を持ち、健全な母性・父性意識を持つことができるようにします。	こども家庭センター
68	性教育の実施	●小学校の体育、中学校の保健体育の授業の中で、発達年齢に応じた性教育を行い、保護者に対しても保健だより、生徒指導だより、学校だより等を使って啓発を行います。 ●インターネットやメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増えて課題も出てきているため、適切で包括的な性教育が実施できるよう検討を進めます。	市内小・中学校
69	情報化社会に対応した教育の推進	●インターネット等を通じてこどもたちが不適切な情報に触れたり、犯罪に巻き込まれたりすることがないように、情報化時代における正しい情報の見極めや、情報機器や手段の適切な活用法について、指導します。	市内小・中学校
70	社会を明るくする運動の推進	●犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを促進します。 ●効果的に周知するための啓発方法等を工夫するため、検討を進めます。	社会福祉課
71	街頭補導活動	●青少年の非行防止のため、地域の取組を支援します。また、家庭・地域の協力を得ながら関係機関との連携を図り、岩出市青少年センターを中心に岩出市青少年補導委員等による街頭指導や学校訪問、啓発チラシの配布や青色防犯パトロール、相談活動の実施等を行います。	生涯学習課
72	スポーツ少年団活動の支援	●こどもたちがスポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連携や友情を育て、その過程の中で協調性や創造性等を育み、人間性豊かな社会人として成長することを支援します。 ●スポーツ少年団未加入の地域クラブ等に参加を促し、団員数の増加を図ります。	生涯学習課

番号	施策	施策の内容	担当課
73	岩出市親子体操教室	●楽しい運動・遊びを通して、こどもの健やかな心身の成長を促し、親子のふれあいを深め、同世代のこどもたちと親同士のコミュニケーションを図り交流の輪を広げます。 ●少子化や共働き世帯の増加により、参加者が減少していくことを食い止めるよう努めます。	生涯学習課
74	小学生の野外活動体験事業	●小学生を対象に野外活動を行います。 ●幼稚園を拠点として、小学生に野外炊事・収穫体験・川遊び・伝承遊び等、野外活動の体験を通して、実際に経験することの楽しさ、難しさ、面白さを感じ取ってもらいます。 ●社会の変化に適合する形で継続する方法を検討します。	和歌山中央幼稚園
75	ヤングアダルトコーナー事業	●岩出図書館にヤングアダルトコーナーを設置し、おおむね 12～18 歳を対象に魅力ある本を提供します。自習席を設置し、ヤングアダルト世代の学習の支援も行います。 ●引き続き、ヤングアダルト向けの資料及び電子書籍の充実を図ります。	岩出図書館
76	高校生ボランティア受け入れ事業	●夏休み期間中に高校生の図書館ボランティアを受け入れます。自主的に活動できる場の提供や、若者と図書館との接点を持つことにより、図書館活動の活性化及び振興を図ります。	岩出図書館
77	中学生職場体験受け入れ事業	●中学生の職業選択や進路選択の参考となるよう、市の各課において職場体験の受け入れを行います。	子ども家庭課 こども家庭センター 市立保育所 市内小学校 岩出図書館
78	図書館司書派遣事業	●市内小中学校の図書館に学校司書を派遣し、学校との連携を図りながら、積極的に読書活動の推進に取り組むとともに、学習支援を行います。 ●さらに児童生徒の読書力・学力向上に努めます。	岩出図書館

基本目標3 こども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる環境づくり

①安心できる学校環境づくり

番号	施策	施策の内容	担当課
79	教育支援センター総合研究事業（フレンド）	●心理的要因等により学校生活に適応できず、登校できない児童・生徒の在籍校への復帰を目的として、教育支援センター（フレンド）を市立図書館駅前ライブラリー2階に置き、教員と連携を図りながら、保護者を含めた相談体制の充実を図ります。 ●来室者数増加による指導員の配置数の見直しを含めた環境整備を検討・実施します。	教育総務課
80	学校施設の計画的な整備	●危険性の高い場所から年次計画を立て、小中学校の補修工事を進めます。 ●障害のある児童・生徒がストレスなく学べる環境を整えるため、小中学校のバリアフリー化を推進します。 ●市の下水道整備計画に合わせ、順次学校の公共下水道への接続を進めます。 ●各学校と連携及び定期的な点検を実施し、学校施設の維持・改善に努めます。	教育総務課
81	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業	●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを市内全ての小中学校に配置し、いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教員と連携を図り、保護者も含めた相談体制の充実を図ります。 ●必要な学校については、県に対して派遣日数の増加を要望します。	市内小・中学校
82	不登校支援員・訪問支援員配置事業	●不登校の未然防止及び解消を図るため、登校するが教室に入れない児童生徒への支援を行うとともに、長期にわたり登校できていない児童生徒の自宅を訪問し、学力保障と社会的自立に向けた支援を行います。	市内小・中学校
83	信頼される学校づくり	●教職員研修等へ参加し、教員の資質向上に努めるとともに、学校評価を実施し、自校の教育活動を点検することにより、信頼される学校づくりを行います。 ●学校運営協議会（コミュニティスクール）の推進により、より市民の声を反映し、市民に開かれた学校づくりを行います。	市内小・中学校
84	生徒指導の充実	●中学校には、生徒指導専任教員を配置するとともに、福祉部門との連携を行うスクールソーシャルワーカーや警察OBによるスクールサポーターを活用することにより、生徒指導体制の強化を図ります。 ●小中学校とともに、青少年センターや各種ボランティア団体、児童相談所等関係機関との連携を密にした生徒指導の充実を図ります。	市内小・中学校

②いじめや不登校に対する取組の推進

番号	施策	施策の内容	担当課
再 39	子どもの居場所づくり推進事業【新規】	●子どもや子育て中の親が安全で安心して過ごせる居場所の持続的で安定的な運営を通じ、子どもの健全育成及び子どもと子育て中の親の孤立化防止を図ります。 ・こども食堂	こども家庭センター
再 79	教育支援センター総合研究事業（フレンド）	●心理的要因等により学校生活に適応できず、登校できない児童・生徒の在籍校への復帰を目的として、教育支援センター（フレンド）を市立図書館駅前ライブラリー2階に置き、教員と連携を図りながら、保護者を含めた相談体制の充実を図ります。 ●来室者数増加による指導員の配置数の見直しを含めた環境整備を検討・実施します。	教育総務課
再 81	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業	●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを市内全ての小中学校に配置し、いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教員と連携を図り、保護者も含めた相談体制の充実を図ります。 ●必要な学校については、県に対して派遣日数の増加を要望します。	市内小・中学校
再 82	不登校支援員・訪問支援員配置事業	●不登校の未然防止及び解消を図るため、登校するが教室に入れない児童生徒への支援を行うとともに、長期にわたり登校できていない児童生徒の自宅を訪問し、学力保障と社会的自立に向けた支援を行います。	市内小・中学校
85	児童育成支援拠点事業【新規】	●養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。	こども家庭センター

③子ども・若者の安全確保の推進

番号	施策	施策の内容	担当課
再 63	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	●喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において、健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。 ●警察や医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度を育成します。 ●保護者に対しても保健だより、生徒指導だより、学校だより等を使って啓発を行います。 ●岩出市青少年センターで啓発・指導・補導・相談活動を行います。	こども家庭センター 教育総務課 生涯学習課
再 64	岩出市青少年育成市民会議の活動	●家庭・学校・地域社会が一体となった「子どもを育てる地域づくり」を目指し、校区別懇談会や青少年育成市民大会、スポレクフェスタ、講演会の開催、育成だよりの発行等、様々な活動を行います。 ●家庭・学校・地域の連携の強化を図り、青少年の健全な育成に努めます。 ●青少年健全育成のため子どもたちの活躍の場の提供と、関係機関と地域との連携により「あいさつ運動」等を継続的に実施します。	生涯学習課
86	歩道設置事業	●歩道設置を市の重点業務と位置づけ、年次計画に基づき事業を行い、歩行者の安全確保に努めるとともに、誰もが安心・安全に通行できるよう、道路のバリアフリー化を推進します。 ●対策実施後も効果把握等を行い、対策の改善・充実を行います。	土木課
87	都市公園事業	●子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごし、自然や地域住民とふれあうことのできる遊び場として公園が活用されるよう、各公園等の安全点検・改修の実施や、魅力向上を図ります。 ●障害のある子どもをはじめ、誰もが安心して過ごせる公園となるよう、施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
88	交通安全意識の高揚と関係機関・団体との連携	●子どもたちを交通事故から守るため、交通安全推進協議会をはじめ、警察、学校、自治会等、関係団体等と連携した協力体制の強化を図ります。	総務課
89	岩出市交通少年団活動の支援	●市内4地区の岩出市交通少年団の活動助成・支援を通じて、小学生の交通安全意識の向上及び交通事故防止を図ります。	総務課
90	中学生防災訓練	●中学校3年生を対象に防災訓練を実施し、家庭・学校・地域において被害を最小限に抑えることができる人材の育成を図ります。 ●毎年、対象は変わりますが、講習の内容がマンネリ化しないように見直しを行っていきます。	市内中学校

番号	施策	施策の内容	担当課
91	防災ジュニアリーダー養成講座	●中学生を対象とし、災害対応能力を身につけ、責任感・連帯感を養い、家庭・学校・地域において防災の啓発・指導ができるジュニアリーダーの育成を図ります。 ●避難所運営体験ゲームを取り入れ、避難後の内容についても扱えるようにしていきます。	市内中学校
92	防犯灯の整備	●区・自治会長等の申請に基づく、防犯灯の新設及び器具交換に対する支援を行います。 ●市管理防犯灯の維持管理を行い、夜間における市民の安全と防犯に努めます。 ●防犯灯の新設及び器具交換はLED器具で継続して対応します。	生活環境課
93	岩出市子ども安全パトロール	●登下校時間帯に通学路に立って児童・生徒に声かけを行うとともに、啓発ボードを自転車カゴ等に取り付け巡回し、こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれることがないように見守り活動を推進します。 ●学校行事や不審者等の情報をいち早く伝達できるよう、各小学校を中心として構築したネットワークの積極的な活用にも努めます。 ●郵便局や銀行等の関係機関や、一般のボランティアの人たちによる見守り活動を推進します。 ●街頭指導・パトロールを実施し、青少年の非行防止等、こどもを守る活動の強化に努めます。 ●見守り活動の補完として青色防犯パトロール隊によるパトロール活動を実施します。	生涯学習課
94	あいさつ運動	●各小中学校区において、登校時に地域住民、青少年育成市民会議委員や各種団体委員等が通学路に立って児童・生徒に声かけを行うとともに、犯罪や事故に巻き込まれることがないように見守っていく「あいさつ運動」（声かけ）を推進します。 ●協力者の高齢化や共働き世帯の増加により、活動への協力が難しくなっていますが、協力者が増えるよう広報します。	生涯学習課

基本目標4 多様な子どもたちを支える仕組みづくり

①虐待の防止、早期発見

番号	施策	施策の内容	担当課
再 3	子育て世帯訪問 支援事業	●家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 ●訪問に必要な人材確保にも努めます。	こども家庭センター
再 4	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。特定妊婦・ハイリスク妊婦・要支援妊婦などの母子に対しては早期の訪問を目指します。 ●親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども家庭センター
再 85	児童育成支援拠点事業【新規】	●養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行います。	こども家庭センター
95	民生委員・児童委員活動	●地域における身近な相談者として、児童の健全育成や地域福祉の充実を図るとともに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が中心となって、保護を必要とする児童の把握、支援、見守りを行います。 ●関係機関と積極的に連携を図ります。	社会福祉課
96	母子保健推進員活動	●母子保健推進員が、地域における母子保健事業に積極的に協力し、行政とのパイプ役として、また身近な相談者として活動を行います。 ●担い手となる新規推進員の確保等を図ります。	こども家庭センター
97	地域見守り協力員制度	●地域でのさりげない見守りや声かけ等の福祉活動を行うボランティア（地域見守り協力員）が、育児不安を抱えている人や虐待が疑われる情報等を得た場合、速やかに民生委員・児童委員を通じて関係機関に連絡し、適切な支援につなげます。	社会福祉課
98	児童虐待防止ネットワーク体制の充実	●要保護児童対策地域協議会（「岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議」）を中心に、関係機関相互の密接な体制づくりを行うとともに、連携を図り、児童虐待の早期発見・防止に努めます。 ●要保護児童やその家庭に対しては、児童相談所等と連携して、継続的な支援を行います。	こども家庭センター

番号	施策	施策の内容	担当課
99	虐待の防止に向けた親等への働きかけ	●虐待をしてしまう側の親等に対し、話を聞く、適切な助言を行うなど、専門家と連携した支援により、虐待の防止に努めます。 ●「しつけとして行われる体罰が、深刻な虐待につながる」ことを周知するため、広報紙や岩出市子育て支援サイト等、様々な手段や機会を通じて、広報に努めます。 ・心理士養育相談事業 ・C S P	こども家庭センター
100	家庭児童相談事業	●家庭相談員が家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 ●相談内容に応じて、保健センターや学校、保育施設をはじめ、医療機関や児童相談所等の専門機関に紹介し、連携して相談に応じます。	こども家庭センター
101	様々な暴力・虐待・ハラスメント防止対策の推進	●こどもに対する性的な暴力、面前DVによる児童虐待の防止の取組 ・児童虐待等防止の広報・啓発 ・相談窓口の周知 ・子ども家庭支援ネットワーク会議等との連携強化 ・児童生徒等に対するわいせつ行為の防止のための取組徹底	社会福祉課 こども家庭センター 教育総務課
102	親子関係形成支援事業【新規】	●要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング等を実施します。	こども家庭センター

②障害のあるこども・若者への支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 18	障害児保育事業	●保育所等において、保育を必要とする障害児の保育を実施します。 ●保育を必要とする障害児が保育所に入所できるよう、保育士の確保等、必要な支援に努めます。	子ども家庭課
103	障害児福祉手当(国)	●精神または身体に重度の障害を有する 20 歳未満の児童に手当を支給し、障害児の福祉の増進に努めます。	社会福祉課
104	特別児童扶養手当(国)	●精神または身体に障害のある 20 歳未満の児童を監護または養育している人に対して手当を支給し、障害児の福祉の増進に努めます。	社会福祉課
105	心身障害児在宅扶養手当(市)	●精神または身体に障害を有する 20 歳未満の児童に対して手当を支給し、障害児の福祉の増進に努めます。 ●支給漏れをなくすべく、制度について周知します。	社会福祉課
106	重度心身障害児(者)医療費助成事業	●岩出市に居住する重度心身障害児(者)に対し、医療機関等で自己負担すべき医療費を助成することにより、重度心身障害児(者)の福祉の向上を図ります。	社会福祉課
107	特別支援教育就学奨励費	●市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、特別支援教育の振興を図ります。(一定の所得制限あり)	教育総務課
108	相談窓口の充実	●保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら専門的立場で対応し、障害に応じた専門機関のサポートを受けながら適切な医療と指導が行なわれるよう充実します。 ●相談窓口について継続的に周知を図っていきます。	社会福祉課
109	乳幼児健康診査時における発達相談員による発達相談・フォロー体制の充実	●乳幼児健診・健康相談・各種教室等の実施に合わせて随時発達チェックと療育相談を行い、発達相談員等による適切なアドバイスと判定のもとで、母親とともに乳幼児の発達状況を確認し、適切な対応の仕方を見つけ、フォロー教室や専門機関に結びつけます。 ●健診で発達相談が必要なこどもに発達相談を勧めて、必要な支援に繋げていきます。	こども家庭センター
110	発達相談事業(精神・運動)	●より専門的な見地から検査を行い、障害等の早期発見と適切な対応を行い、個々の発達課題に応じた育児指導を行うことで、養育者への子育て支援とこどもの豊かな発達を促します。 ・発達相談員による精神発達相談 ・理学療法士による運動発達相談 ●発達相談を適切な時期に受けられるように調整していきます。 ●保健師対応での相談を細やかに行います。	こども家庭センター

番号	施策	施策の内容	担当課
111	障害福祉サービス等の提供	●居宅介護や短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスを提供するとともに、相談支援、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターや日中一時支援等、地域生活支援事業を実施します。	社会福祉課
112	障害児通所サービスの提供	●児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の通所サービスを提供し、障害児の集団生活への適応訓練や生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等、その他必要な支援を行います。	社会福祉課
113	障害や障害のある人への理解の促進	●障害や障害のある人に対する理解を深めるため、様々な手段や機会を活用して、啓発・広報活動を推進します。 ●障害のある人に対する「合理的配慮」について、知識と実践が広く普及するよう、様々な手段や機会を活用して、啓発・広報活動を推進します。 ●きょうだい（兄弟姉妹）に障害児がいるこどもの立場や悩みなどに対する理解が深まるよう、啓発・広報活動を推進します。	社会福祉課

③こどもの貧困対策・ヤングケアラー支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 3	子育て世帯訪問 支援事業	●家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 ●訪問に必要な人材確保にも努めます。	こども家庭センター
再 60	初回妊娠判定受診費用助成事業 【新規】	●妊婦の経済的負担の軽減を図るため上限を1万円とした補助とともに、妊婦の状況を把握し、必要な支援につなげます。	こども家庭センター
再 61	妊産婦アクセス支援事業 【新規】	●健康診査や出産にかかる交通費の経済的負担の軽減を図ることにより、地域において安心して妊娠及び出産できる環境づくりを支援します。	こども家庭センター
再 100	家庭児童相談事業	●家庭相談員が家庭における子育ての不安や悩みに関する相談に応じます。 ●相談内容に応じて、保健センターや学校、保育施設をはじめ、医療機関や児童相談所等の専門機関に紹介し、連携して相談に応じます。	こども家庭センター
114	児童手当	●中学校修了前の児童の養育者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援します。	子ども家庭課
115	児童扶養手当	●離婚、死亡等のために父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している人に手当を支給し、家庭における子育てを支援します。 ●父または母が一定の障害状態にある児童を監護または養育している人に手当を支給し、家庭における子育てを支援します。 ●増加しつつある不正受給への対策も講じます。	子ども家庭課
116	幼児教育・保育の無償化	●3歳から5歳までのこどもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ●0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償とします。 ●利用施設への情報提供を含めた周知を図ります。	子ども家庭課
117	養育医療事業	●岩出市に居住する身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を助成します。 ●制度の手続きや助成内容が複雑なため、申請時に、より分かりやすい説明を提供します。	子ども家庭課

番号	施策	施策の内容	担当課
118	要保護・準要保護児童生徒援助費	●「教育基本法」第4条第3項並びに「学校教育法」第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対し、就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に努めます。 ●新入学学用品費について、入学前の給付を行います。	教育総務課
119	ひとり親相談支援事業	●ひとり親家庭の暮らしや生活に関する相談に応じ、各関係機関と連携しながらひとり親家庭の支援を行います。	子ども家庭課
120	確かな学力の定着	●こどもたちが変化の激しい社会の中で主体的に生き抜いていくことができるよう、新学習指導要領に則り、教育を推進します。 ●プログラミング教育・外国語教育等の推進に向け、人材の確保等、必要な体制づくりに努めます。	市内小・中学校
121	ひきこもり対策事業	●ひきこもり者に対する相談支援や居場所の提供など民間団体への事業委託を行います。	社会福祉課
122	自殺対策事業	●各種研修会やイベントを実施し、自殺予防の普及啓発を図ります。	社会福祉課
123	妊婦のための支援給付事業【新規】	●妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせることで実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	こども家庭センター
124	ヤングケアラーに対する支援の強化【新規】	●「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、支援対象者の把握に努め、特に支援の必要性・緊急性の高い支援対象者については、学校等の関係機関との連携により支援を強化します。	こども家庭センター

④ひとり親家庭への支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 115	児童扶養手当	●離婚、死亡等のために父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している人に手当を支給し、家庭における子育てを支援します。 ●父または母が一定の障害状態にある児童を監護または養育している人に手当を支給し、家庭における子育てを支援します。 ●増加しつつある不正受給への対策も講じます。	子ども家庭課
再 119	ひとり親相談支援事業	●ひとり親家庭の暮らしや生活に関する相談に応じ、各関係機関と連携しながらひとり親家庭の支援を行います。	子ども家庭課
125	ひとり親家庭等医療費助成事業	●岩出市に居住する配偶者のない父または母で、児童を扶養している人及びその児童に対し、医療機関等で自己負担すべき医療費を助成することにより、ひとり親家庭の福祉向上を図ります。 ●対象者が遅延なく申請できるよう、制度について周知を広めます。	子ども家庭課
126	母子父子寡婦福祉資金の貸付	●母子・父子家庭、寡婦の方を対象に、各種資金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立した生活の安定に向けた支援を行います。	子ども家庭課
127	ひとり親家庭等日常生活支援事業	●就業上の理由により帰宅が遅くなる場合や、就職活動など自立促進に必要な場合、病気や冠婚葬祭など社会通念上必要と認められる場合に、日常生活支援員を派遣し、生活援助（家事、介護等）や保育サービスを行います。	子ども家庭課
128	ひとり親家庭の就業支援	●就労に結びつきやすい資格取得の支援を実施します。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・高校卒業程度認定試験合格支援給付金 ●ハローワーク等の専門機関と連携し、ひとり親の就労を支援します。 ・生活保護受給者等就労自立促進事業	子ども家庭課

基本目標5 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

①豊かな学びを支える教育の充実

番号	施策	施策の内容	担当課
再 27	図書館（ボランティア等）による読み聞かせ事業	●岩出図書館、総合保健福祉センター図書室で、定期的におはなし会を実施します。 ●より多くの方におはなし会に参加していただけるようチラシ、Webサイトなどを通じて広報します。	岩出図書館
再 28	親子読書支援事業（すくすく読書）	●1歳8か月児健康診査対象者に図書館への案内状を配付し、来館者には親子での読書（読み聞かせ）を支援する絵本とトートバッグのプレゼント、ブックリストの配付を行います。 ●読書相談に応じるとともに、図書館の利用カード作成やおはなし会等の案内も行い、親子での継続的な図書館利用の促進と読書の推進を図ります。	岩出図書館
再 31	公民館文化教室	●少年少女コーラスや子どもクッキング等の教室を公民館で実施することにより、教養や技術等が身につく、こどもから大人まで世代間での情報交換や仲間づくりが促進されるよう努めます。 ●公民館フェア等を通じて、活動の成果を発表することにより、生涯学習を推進します。	生涯学習課
再 35	きのくに共育コミュニティ推進事業	●地域の方々のそれぞれの経験や学習成果を活かせる場を広げ、地域の教育力を高めるため、学校・保護者・地域の連携体制を図り、地域ぐるみで子どもたちを支援します。 ●各小・中学校において、コーディネーターを軸に地域ボランティアの協力を得て、学校支援活動の実施を図り、必要な支援に努めます。	生涯学習課
再 36	図書館ボランティア事業	●図書館ボランティアが、岩出図書館等で読み聞かせや映画会、本の補修や布絵本の製作、展示物の作成等を行います。 ●今後もボランティアの登録を勧めるため、広報啓発を行うとともに、ボランティアの養成に努めます。学生ボランティアについては、継続的に活動していきたいと思えるような活動内容を検討します。	岩出図書館
再 75	ヤングアダルトコーナー事業	●岩出図書館にヤングアダルトコーナーを設置し、おおむね12～18歳を対象に魅力ある本を提供します。自習席を設置し、ヤングアダルト世代の学習の支援も行います。 ●引き続き、ヤングアダルト向けの資料及び電子書籍の充実を図ります。	岩出図書館
再 78	図書館司書派遣事業	●市内小中学校の図書館に学校司書を派遣し、学校との連携を図りながら、積極的に読書活動の推進に取り組むとともに、学習支援を行います。 ●さらに児童生徒の読書力・学力向上に努めます。	岩出図書館

番号	施策	施策の内容	担当課
再 120	確かな学力の定着	●こどもたちが変化の激しい社会の中で主体的に生き抜いていくことができるよう、新学習指導要領に則り、教育を推進します。 ●プログラミング教育・外国語教育等の推進に向け、人材の確保等、必要な体制づくりに努めます。	市内小・中学校
129	様々な背景を持つ子どもや家族に対する理解の促進	●外国をはじめ、様々な文化的背景を持つ子どもや家族が安心して生活できるよう、多様な文化に対する理解促進に向けた啓発に努めます。	子ども家庭課

②若者のキャリア形成に向けた支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 76	高校生ボランティア受け入れ事業	●夏休み期間中に高校生の図書館ボランティアを受け入れます。自主的に活動できる場の提供や、若者と図書館との接点を持つことにより、図書館活動の活性化及び振興を図ります。	岩出図書館
再 77	中学生職場体験受け入れ事業	●中学生の職業選択や進路選択の参考となるよう、市の各課において職場体験の受け入れを行います。	子ども家庭課 こども家庭センター 市立保育所 市内小学校 岩出図書館
130	進路・職業選択の支援につながる学習機会の充実	●主体的進路選択のためのキャリア教育の推進 ・地域学習や社会見学の実施 ・事業所調べや講話、職場体験学習を通じた職業観を育む取組 ・多様な進路選択のための情報提供 ・理工系への興味関心向上のための講座等の開催	市長公室 教育総務課 生涯学習課 岩出図書館

③結婚やこどもを持つことへの支援

番号	施策	施策の内容	担当課
再 67	思春期保健対策	●若年での妊娠・出産、ひとり親家庭、複雑な関係の家庭等、支援が必要な家庭が少なくない中で、こどもたち自身が命の大切さを知り、自己肯定感を持ち、健全な母性・父性意識を持つことができるようにします。	こども家庭センター
131	家庭教育学級	●次代を担うこどもたちの豊かな人間性と社会性を育むことを目的に、市内保育所（園）・幼稚園・こども園の保護者参観等の機会に、子育てや家庭教育に関する講演を実施します。	生涯学習課
132	中学生の保育体験プログラム	●市内中学校と協力して、中学生と幼稚園児がふれあう機会を設け、幼児に対する中学生の理解を深めます。	和歌山中央幼稚園
133	新婚新生活支援事業	●婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため、住宅購入費の一部を補助します。	子ども家庭課
134	男女の出会いサポート事業	●少子化の要因となる未婚化・晩婚化の解消を図るため、出会いの機会を提供します。	子ども家庭課

音声コード
貼り付け位置